

## 令和3年第6回大木町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和3年12月14日（火） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	税務町民副課長	山口龍也
副町長	益田富啓	健康福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
まちづくり課長	野田昌志	こども未来課長	内藤智之
まちづくり副課長	中村和也	こども未来副課長	的場哲也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 川村九州生

7. 議案の題目

①一般質問

8. 議事

議長　それでは、皆さん、改めましておはようございます。

今定例会には、7名の議員より一般質問の通告がなされております。

申すまでもなく、一般質問は議員にとって最も意義のある発言の場でございます。と同時に、住民からも重大な関心と期待を持たれる大切な議員活動の場でもあります。町政発展のために資する大所高所からの政策を建設的立場で議論し、簡明、活発で内容のある次元の高い質問の展開を期待して、挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和3年第6回大木町定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日も安藤代表監査委員に出席をお願いいたしております。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、中島宗昭議員の一般質問を許します。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　12番、中島宗昭でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、水路際住宅地と災害崩壊における町の助成について、お伺いいたします。

堀の町、大木町、ここ数年来、大雨による浸水被害をはじめ水路際の水田、宅地などののり面崩壊被害も多数見受けられます。農地については農林災害復旧事業、農村総合整備事業及び農村環境整備事業など、国、県の補助金を活用

しての町内水路護岸の整備がなされますが、住宅地においては対象とならず、地権者個人の負担となります。

昨年、今年と被害に遭われた方からは、建設水道課に苦情や相談がなされております。特に、町内水路沿いの住宅地においては、一たび護岸崩落災害が起これば、場所によっては重機等の搬入もできないことや、修復費用が高く修復できないなど、様々な課題があります。

また、町民の中には、町の水路管理が悪いからこのような事態が起きた、いや、住宅地開発時に町が開発業者に適切な指導をしていないからなど、町に責任を求められる方々も少なくありません。

このようなことから、以下の点についてお尋ねいたします。

1、水路沿い住宅地における崩落災害の復旧工事に対して町からの助成を考えるべきではないのか。

2、住宅地開発において、水路沿い宅地内建設のセットバック等の厳格化はできないのか。景観条例の見直しを含んで。

3、町有水路管理義務の責任は、町にあると考えられているのか。

以上3点について、町長にお尋ねいたします。

議長　それでは、答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、本町の水路整備事業については、昭和61年度に着手した農村総合整備モデル事業、総事業費9,585万円、16か所、8.7キロメートルをはじめ、国や県の補助事業を活用し、これまで約34キロメートルの整備を行ってまいりました。

令和4年度からは、福岡県が事業主体となります県営の農村総合整備事業（総事業費27億円、29か所、12.9キロメートル）に着手する予定となっています。

これらの水路整備は、農業土木関連の補助事業ということもあり、事業の目的が食料生産の基盤である農業用水の安定供給や洪水による農業被害を防ぐ排水等のためと定められており、さらに、採択要件として、農地の受益面積が一定の基準を満たす必要があります。

1、水路沿い住宅地における崩落災害の復旧工事に対して、町からの助成を考えるべきではないかでございますが、町が行う水路整備工事は全て陸地からの視点ではなく、水路側からの視点に基づいて公共的な水路の機能維持のための工事として実施しております。

前述しましたとおり、国、県の補助メニューは全て農業土木関連であり、農業用水を確保するため、あるいは農業被害を防ぐ排水機能を保持するための補助金であるため、路線ごとに崩壊したのり面の護岸や、堆積土砂のしゅんせつ等の工事として実施をしていることをまずもってご理解いただきたいと思えます。

また、個人や事業者が宅地を造成する場合、その土地の管理上必要な土留め工事については、隣接地が農地、水路等の区別なく、個人や事業者の責任で実施しなければならないことは言うまでもありません。そして、その管理についても、個人事業者が責任を持って行うことが原則となりますので、これまでも自費護岸の工事に対する町の助成は実施いたしておりません。

自費護岸工事を行う際は町の承認が必要であり、完了後の補修について申請者が行うように条件を付して許可をしております。

しかしながら、既に少しずつ壊れている、崩壊の予兆があるなど危険な状態

であることを認識していたのに、長年放置して対策を行っていなかったという  
ようなケースも見られ、護岸崩壊の原因が管理上の問題か、大雨等での被災か  
を特定するのは難しく、町の財政状況や公益性、公平性、有効性・効率性とい  
う補助金交付の原則からすると、自費護岸の復旧工事に対する新たな助成は困  
難な状況であります。

続いて、2、住宅地開発において水路沿い宅地内建設のセットバック等の厳  
格化はできないのか（景観条例の見直しを含む）についてお答えします。

本町では、大木町の食の景観を守り創る条例第9条の規定に基づき、開発行  
為をしようとするときは、あらかじめ届出をする必要があります。ここでいう  
開発行為とは、面積が1,000平米以上の場合（面積が1,000平米未満  
であっても4戸以上の建築物を建築する場合または既開発地に隣接して開発を  
することにより合計した開発地の面積が1,000平米以上となる場合は、届  
出の対象）となっています。

また、面積が3,000平米以上になりますと都市計画法に基づく開発行為  
となりますので、福岡県の許可が必要となります。

本町において、開発行為の過去3年間の届出件数は12件、令和元年度5件、  
令和2年度6件、令和3年度現在1件となっており、事業主等の理解及び協力  
の下、土地の効率的な利用、災害防止及び自然環境等の保全に結びつけること  
ができていますと考えています。

開発行為に対する指導につきましては、大木町開発行為に関する指導要綱に  
係る技術基準を定め、道路、水路施設、下水施設、ごみ集積施設、消防水利、  
給水施設など、必要な技術的細目を指導するとともに、水路の施設についても、  
地盤の沈下、災害を防止するため、コンクリート擁壁を設置するなどの水路構  
造、安全な住環境及び水路の維持管理のため、水路に沿って管理用通路を設け

ることなどの基準を設けています。

本町全域は、平成23年3月に都市計画法の規定に基づき福岡県が準都市計画区域に指定し、建蔽率、容積率、道路斜線及び隣地斜線を定めており、建蔽率が10分の20、容積率が10分の7、道路斜線1.5、隣地斜線2.5となっております。

建築物を建築しようとする場合には、福岡県の建築主事または指定確認検査機関の確認を受け、建築確認済証の交付を受けなければならない、したがって、町の事務に属するものではございません。条例をもって法令を超える規制をすることはできませんし、その実効性を担保することもできませんので、条例による厳格化は困難な状況であることをご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、3、町有水路管理義務の責任は町にあると考えられているのかにお答えします。

一般に利用されている道路、河川、公園等を公共物といますが、そのうち、道路法、河川法等の特別法で管理方法が定められているものを法定公共物というのに対しまして、管理に関する法律の適用または準用を受けないものを法定外公共物といたします。

法定外公共物である水路は、その多くが地域住民の日常生活に密着した水路として共同で利用されてきた一種の共有財産としての性格を有するもので、実質的な維持管理は地域住民が担ってきた経緯があります。本町においても、昭和の後半まで公役で補修・清掃などを行ってきました。

そのようなことから、今でも町内では地域住民による水路の藻揚げや草刈り、多面的支払交付金活動団体等による木柵工事等が行われています。

町は管理主体としての責任を果たす立場であることから、条例に基づき使用

許可や用途廃止等の手続等の財産管理と、水路雑草駆除等の報酬費や原材料の支給、機能維持の範囲内で行う工事等の機能管理を行っています。

しかし、財政的な問題だけではなく、町だけで全ての管理を効率的に行うことはできませんので、今後におきましても地域と協働で管理することにより、その機能を維持していくことが重要であると考えております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1番目の質問のうち、1つ目の水路沿い住宅地への町からの助成を考えるべきではについて再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　個人や事業者が宅地を造成する場合には、現在まで地権者の負担で実施されてきたことは十分に承知しております。また、住民の方々から相談を受けたときにはその旨をお伝えしてきました。

しかしながら、昨今の異常気象による大雨による災害は目に余るものがあることは、町長、担当課としてもご承知のことだと思います。

手元に写真を配付しておりますので、写真1を見てください。

これは4年前の水害で大莞小学校の中庭の校庭の護岸が崩落しました。その上手にある隣接地の民地でございます。これは昨年7月の大雨で住宅地の一部の護岸が損傷し、今年8月の大雨でさらに被害が拡大しております。地権者の方も昨年からずっと町に相談されておりますが、町としては今まで私有地宅地における災害の復旧については助成はしていないということから、町ではできないと、金もないと断り続けられております。

しかし、ここは集落内の水路と違って、流れ堀です。写真の2番、3番、4番を見てください。全て流れ堀でございます。2番の写真も崩落寸前で、その

左側のほうの水田はもう全て災害で崩落しております。3番の写真、これも流れ堀で、この写真を見ると何も無いようですが、右側の民地のブロックは堀端にもずっと傾いて、いつ崩れてもおかしくないような状況でございます。それから4番の写真、これは都市開発された住宅地でございますが、見てのとおり、堀石ぎりぎりまで建物があります。こういった状況の中で崩れたときには、修復のしようもないような状況ということで、見ていただきたいと思います。これも全部流れ堀の際に建つ住宅地です。空き家でもあります。また、いずれも崩壊の危険性が高いものでございます。

これは町内のごく一部であって、まだまだたくさんの危険箇所があります。もし災害に遭われ、自分で修復となるとたくさんの費用もかかります。全額負担とは言わなくても、例えば、流れ堀の重要な箇所であれば工事費の5割助成とか、集落内の水路際であれば3割助成とか、基準を作成して救済措置を講じる必要が出てきたと私は考えております。町長のご所見はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 12番、中島宗昭議員のご質問にお答えいたします。

いろいろ写真も撮って、現場もちゃんと確認をいただきまして、貴重なご提案だというふうに思っております。

確かに、議員ご指摘のように、近年の豪雨災害、そういうようなものの影響も確かに考えられると思いますし、そういうことに対して本当に住民の皆さんがお困りの場面も確かにあるのだろうということは容易に想像できると思います。



ただ、課長が答弁申し上げましたように、個人の宅地、いわゆる個人で施工された護岸に対して、その補修とか、あるいは新たに宅地造成されるときに護岸されるときは補助ですよ、そういうことについては、今まで基本的にはやっぱり個人資産の価値向上に関わるものだというので、町としては取り組んできていなかったという、これはもう議員の先ほどのご指摘のとおりであります。

そういうことで、個人護岸に対する助成というのは非常に難しいなというふうに考えています。やっぱりこれまで助成してきていませんし、助成するに当たっても本当に、例えば場所によってまた助成率が違いますとか、助成対象になりますとかというのなかなか基準も難しいと思っていますし、そういう個人護岸に対しての直接的な助成というのは本当に難しいというふうに思っています。そこら辺については今後、研究課題かなというところがございます。

ただ流れ堀等、先ほど課長が答弁申し上げましたように、町の役割としてはやっぱり水路の機能をしっかり補助する。流れ堀をしっかりと水路として水が流れるように汚泥を取り除いたり、必要なところは整備をしたりするということは町の責務でありますし、来年から、先ほど課長が説明しましたように、農村総合整備事業という形で、これはかなり大きな事業で総事業費が27億円、大体8年ぐらいかけて29路線実施するようになって、これは主にそういう流れ堀、当然の農地の受益面積との兼ね合いがありますので、宅地絡みのところというのは制限がありますけれども、流れ堀についてはその事業で一定程度、実施できるのではないかとこのように思っています。

そういう水路側の整備については、ぜひしっかりと進めていかなければならないと思っていますし、昨今、特に国とか県も治水ですよ、やっぱり掘割の果たす役割、豪雨のときに、やっぱり掘割の平地ダムとしての役割であるとか、

やっぱりそういう意味では貯水能力、さらに排水機能、そういうものをしっかりと維持していくことが重要だというのは昨今非常に強く言われておりますし、私たちも頻繁に国、県等にはこのことについて、機能であるとか、ただその維持費用については、国とか県の補助事業以外は町、自治体の負担になっておりますので非常に負担が大きいということで、その対策については機会あるごとに近隣自治体と一緒に何らかの措置の要望というのは、させていただいているところであります。そのことはしっかり今後ともやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そういうことでちょっと明確に、補助についてのご提言をいただきましたけれども、今の段階でこの補助を実施しますとかそういうことが言えるような状況ではないということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長　それでは、この1点目について、3回目の質問でございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　町長の答弁で理解はしているつもりでございますが、ちょうどこの1番目の写真、この構築物、護岸ですね、これはもう100年以上前のものじゃないかということで損保ジャパン、保険会社にもちょっと相談してみたら、これは敷地内じゃないと、これはあなたの土地じゃないですよということ言われたということを言われました。そして、この上、ここに橋がありますけれども、この上のほうで今宅地が2軒ほどありますが、そこもずっと護岸してありますけれども、その根固めは町のほうで行っております。やっぱり流れ堀ということで。そういったことで、ここもやっぱり流れ堀ということであ

れば、そういったそのくらいの補助をしてやるのがやっぱり妥当じゃないかとちょっと思いますけれども。

この2枚目の写真を見てください。これは隣の市なんですけど、住宅地まで全てきれいに護岸で整備されております。これは全て市が行った護岸工事だと聞いております。全額町に負担をしてくださいとは言いません。助成基準を定めて救済していかないと、今後、宅地等の崩壊だけではなく水路の維持管理に影響を及ぼし、災害による被害の拡大も多くなるんじゃないかと懸念しております。

答弁にもありますし、町の施政方針には、堀は地域住民と行政との共有財産とありますことから、共有財産であれば、この共有財産の中身をきちんと整理し、救済措置を講じることが必要であると思いますが、町長のご所見をお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 12番、中島宗昭議員の再質問にお答えいたします。

大莞小学校の東側の事例、大変お困りだということで議員もご相談を受けてあるんだろうというふうに思っています。

町のやっぱり水路としての機能を維持するということに関して、特に大莞小学校の南側の水路に関してはかなり流れ堀として重要な施設でありますので、水路全体としてやっぱり何とかしないといけないというところでは、議員のご指摘をしっかりと受け止めて、対応を考えていかないといけないと思いますけれども、ただ、個人護岸に対する対応に関しては、非常に難しいなど。先ほど申し上げましたように、やっぱりそこら辺の線引きというか、補助の在り方であ

るとか、そういうところに関しては非常に難しいなど。

今日、議員のほうから柳川市の事例も、これは補助を受けられているということだろうと思いますので、柳川市がどういう形でこういう補助事業をされているのか、もしくは近隣の自治体がどういう形で対応されているのか、そこら辺も少し精査をさせていただいて、なかなかやっぱり個人護岸に補助するというのは、再度の答弁で大変恐縮なんですけれども、非常に難しいなという感触を持っております。

ただちょっと情報収集なり研究はさせていただきたいと思いますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。それでは、2つ目のセットバック等の厳格化はできないかについて再質問をお願いいたします。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 この問題は本当に難しい問題でございますが、これもトップの判断でございますので、トップ判断の中でよろしくをお願いいたします。

条例の厳格化は困難ということでございますが、指導はできないものでしょうか。個人で住宅を建築される時、または業者が宅地開発を行う時、本町における水路際に建設されようとする場合のリスクの説明など、詳細にわたり説明を行うとか、もし被害に遭われたとき救済措置はありませんとか、十分な説明が必要と思いますが、課長、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

水道課長 12番、中島宗昭議員の再質問にお答えします。

水路の護岸工事につきましては、議員がご指摘いただきましたいわゆる技術的な基準につきまして、これまでも設けてはおるんですけれども、なかなか専門的なことも多いということで、やはり相談に来られる方も実は申請代理ということで業者さんが直接来られたりして、なかなかその後の維持管理についての説明が十分できていたかというような、ちょっと反省点はご指摘のとおりございます。

今後は、こちらにつきましては技術的な基準というのをきちんと様式化といえますか、ペーパーにして皆さんに渡せるような、そういうものを作成ということと併せまして、これもご指摘いただきました、やはり多額の費用が一定、初期にかかりますので、皆さん、なかなかできるだけ安くかかるように業者さんと交渉されたりします。ただ、そういったことで簡易的に工事した場合に後々大規模な補修等が必要になるということにつきましてのリスクについても、なかなか申請者からは、町が厳しいとか、そういったご意見が出てくるかもしれませんが、今後指導していく立場にあると思っておりますので、そういった形で対応を今後していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 それでは、セットバック等の厳格化についての最後の質問でございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 大木町特有の軟弱地盤ですからなかなか難しいと思いますが、水路に沿っての管理用道路も設けて、基準があると思います。50センチ以上だったですかね。基準幅がちょっと小さいと感じます。もし崩壊した場合は、

重機等も寄りつかないようでは、修復もできません。管理用通路の見直し等の必要はないのか、担当課長、よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

水道課長 12番、中島宗昭議員の再々質問にお答えいたします。

管理用の通路につきましては、現在、先ほどもありましたように、最低50センチは設けてくださいというような内容になっております。これは本当に言われるとおりに、人が通れる幅ということで、これまではそういう地域清掃とかで人が進入できる、そういった最低限のスペースとして確保していたスペースでございます。

今後、維持補修に関しまして重機ですとか車両が進入できるというのが最も望ましいとは思いますが、やはりスペースというのを水路側にする、広げるといことになりますと、どうしても水路幅が狭くなってきますし、ある程度水路幅が狭いところであれば、そういうスペースが両方要るのか、片側でいいんじゃないかなというようなところもございます。

ただ、水路幅のことを考えて民地側にするとなれば、今度は財産権の問題とかも出てきますので、非常に難しいものだなというふうに感じております。

また、今後の補修ということを考えますと、実際護岸工事を背面から掘削して、そしてさらにその追加で重機が移動できる、そういうスペースを確保するとなりますと、ちょっと2メートルとかでは足りないのかなと、三、四メートルとか、そういうスペースになりますと、もう国営水路の管理道路ぐらい設けないと難しいのかなというふうに考えております。本当に非常に難しいことでございます。

こちらにつきましても、周辺市町も調査しまして、どのような対応をほかの自治体が先進事例としてやっているのかというのを調査して、今後に向けての検討としてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは、3点目の水路管理義務の責任は町にあると考えているかについての再質問をお願いいたします。

中島宗昭議員　私たちが20歳頃、約50年前までぐらいはハルドドックといって道路の砂利広げとか堀の木柵工事、そして木橋の架け替えなど、農業関係者全員で作業をいたしておりました。

しかしながら、昭和40年頃始まった国土調査により堀は町有となったことから、住民の方々も堀から自然と遠ざかり、維持管理については全てを行政にお願いし、中には、堀は不要物だという人さえも出てきているのが現実ではないでしょうか。

答弁にありますように、堀の維持管理については地域と協働で管理することにより、その機能を維持していくことが重要と考えてあるのなら、その役割分担等をきちんと明確化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。町長に答弁をお願いいたします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　中島議員のご質問にお答えいたします。

堀の管理責任は町にあるんじゃないかということで、昔は本当に町民みんな

で、堀のいろんな利益を受けていたので、みんなで維持管理しようという形でやっていたんだけど、所有権が町になってからやっぱりどんどん遠ざかっている、まさに議員ご指摘のとおりでありまして、ここで堀の町として次の手をどうするのか、本当に問われていると思います。

議員ご指摘のように、確かに町に所有権はあって、町が責任を持つべき部分はあるんだけど、では堀の管理を町が全てできるかというところとできないわけでありまして、やっぱり町民の人たちも堀からいろんな利益を受けているわけですから、そういうこともあるわけですから、やっぱり町民の皆さんとしっかり役割分担、堀に関する役割分担というのは明確にする必要があるというのは私も常々、感じておったところであります。

やはり地域においてやっていただくこと、もちろん個人もありますけれども、個人、地域でやっていただくこと、町でやるべきこと、そこら辺のやっぱり役割分担を明確にしないと町民の皆さんも逆にどこまで自分がせんといかんのか、そこら辺もなかなか分かりづらいところでもありますので、そこら辺の役割分担については明確にしないといけないというのは、私も認識としては非常に強く持っておるところであります。

それをどういう形で具体的にお示しをしていくのか、この部分が課題になってくるわけでもありますので、この点についてどうするのか、ちょっと考えないといけないなど。よく条例等をつくって、堀の機能とかそういうことをしっかりうたい込んで、そしてそれぞれの役割をある程度しっかりと明記するというのが一番理想的かなと思うんですけども、なかなかそこまで、条例までつくるのかというようなこともございますので、そこについては議員ご指摘のとおり、私も同じような認識を持っておりますので、何とか具体的にどうしていく



かというのは、考えさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長 水路管理義務の責任は町にあるかあるのかについて、最後の質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 町長も条例等により明文化するということでは賛成といたしますか、そういう考えもあるということでお聞きいたします。

私も管理についてはきちんと条例等により明文化をしておく必要があると思います。今回のように、担当課、町長へも相談があったかと思いますが、今後はさらに法的解決を求められるケースも増えてくることも考えられると思います。早急に水路際の宅地等における堀の管理規程の条例等の設置を求めますが、早速すぐに取りかかっていただけなのか、町長の考えをお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島宗昭議員のご質問にお答えしたいと思います。

どういう形で役割分担をするのかという、まず基本的な目標を定めないと動き出せないなので、議員ご指摘のように条例をつくるのかつくらないのか、そういうことも含めて早めにターゲットをしっかりと絞り込むということは重要だと思います。

例えば条例をつくるということになってくると、せんだって令和元年につくった景観都市条例、あれとの兼ね合いもありますし、もっと言えば住み良か条例というのがあって、あれはちょっと住民と役割、雑草管理とかそういうのも

触れていますので、そこら辺との整合性というか、そういう条例とばらばらに置いておっても仕方ないので、条例をつくるのであれば、やっぱり住民の役割と町の役割を堀に限らず何らかの形でしっかりうたい込むようなことということも、ひょっとしたら必要なのかなという気もしていますので、そういうことを含めてまずは全体像をどうしていくのか、ここでいつまでとお約束できるような状況ではありませんので、何か少し具体的に、私一人でこうするという判断もできる問題ではありませんので、しっかり幹部の皆さんと協議をした上で、方向性を出させていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長　それでは、2点目の町公共施設等の長期維持計画についての質問に移っていただきたいと思います。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　続きまして、町公共施設等の長期維持計画を示せということで質問させていただきます。

本町においては、庁舎をはじめ様々な公共施設があります。その施設の維持管理をしていく中で様々な問題・課題があるように思います。

今までは、施設を建設したらその事業は終了、さあ利用してくださいよといった感じに見受けられました。施設も時がたてば老朽化していきますし、施設の維持管理費用も増え続けていきます。

本町においては厳しい財政事情の中、目先の新規事業への取組以上に、現存する各施設の中長期財政計画にきちんと取り組み、財政の裏づけを与えた上で、その利用を可能とする維持管理計画が大切であると思います。

そして、その維持管理計画に基づいた事業の推進を図ることが重要だと考えます。特に、アクアスの維持管理についても、建設当初より修繕費の経費がか

かり過ぎと議会からも再三再四指摘され続けております。

また、バイオマス関連施設についても災害による修理、経年劣化によるディーゼルの交換など、次々に修理、取替えなどの課題も見え始めております。

そこで、これらの公用施設等の長期維持計画を示すべきであると考え、次の点についてお尋ねいたします。

1、アクアスの維持計画と今後の運営について。

2、バイオマス関連施設の維持計画と今後の運営について。

3、W a k k a の施設及びトレーラーハウスと関連施設の維持計画と運用について。

以上3点について、町長にお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

町公共施設等の長期維持計画を示せのご質問についてでございますが、議員ご指摘のように、町の公共施設につきましては老朽化が進んでいる施設も多く、財政の裏づけを与えた上でその利用を可能とする維持管理計画に基づいて事業の推進を図ること、議員ご指摘のとおり、重要なことであると考えております。

大木町公共施設等総合管理計画等を踏まえながら、財政計画を踏まえた最適な施設維持保全計画を作成してまいります。

また、ご質問いただいているアクアス、おおき循環センター、W a k k a 関連施設につきましては、それぞれ町の重要な交流拠点、健康福祉の推進拠点、ごみの資源化施設など、町のシンボリックな、なくてはならない重要施設でありますので、できるだけコストを抑えた効率的な維持管理計画を作成し、適正な

維持保全に努めてまいります。

まず初めに、アクアスの維持計画と今後の運用についてお答えいたします。

大木町健康福祉センターアクアスは、平成10年に建設し、第三セクター大木町健康づくり公社が指定管理者として運営していますが、コロナ前までは年間18万人前後の人が集まる町の顔とも言うべき交流拠点であり、高齢者などの健康福祉増進施設として重要な役割を担ってまいりました。

しかし、建設以来23年目を迎え、多くの維持修理費用がかかっております。近年の主な補修工事としては、温泉井ケーシングのさびによる温泉ポンプ故障が頻繁に発生したことで多額の温泉ポンプ修理交換費用がかかったというほか、平成24年度には外壁防水工事、平成27年度には温泉部分の天井張り替えなどの内部改修工事、プール天窓改修工事、平成29年度の空調更新工事及び温泉井改修工事などの改修を行い、主な改修は終了し、今後必要な大規模改修工事については、屋上屋根防水工事、外壁防水工事、プールつり天井改修工事などを予定しております。

これらの改修工事については、費用を抑えた効率的な維持補修を検討してまいります。また、今後の運用につきましては、平成30年度に策定した大木町公共施設等長寿命化計画では、大木町健康福祉センターを含む鉄筋コンクリート造、鉄骨造の公共施設の維持保全期間を65年としてライフサイクルコストが試算されておりますが、維持管理コストが高額になることから、施設老朽化の状況を踏まえながら、今後の適切な維持保全計画を作成し、効率的・効果的な維持管理運用を行ってまいります。

続いて(2)バイオマス関連施設の維持管理計画と今後の運用についてお答えいたします。

バイオマス施設であるおおき循環センター「くるるん」は、平成18年11

月の稼働から現在まで15年が経過しております。平成24年度からは、第三セクター一般社団法人サステイナブルおおきを指定管理者として管理運営を行っております。

生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を廃棄物として処理をするのではなく、バイオマス資源として活用する「くるるん」のバイオマス循環事業は全国からも注目され、コロナ前までは年間3,000人前後の視察を受け入れてまいりました。

また、「くるるん」稼働前の廃棄物処理費と比べて平均指定年間3,000万ほどの経費削減にもつながり、町の財政運営にも貢献してまいりました。

施設等の維持管理につきましては、これまでの職員の経験を生かし、コスト面を適正に評価した最適予防保全による効率的な維持管理を徹底して、安定的な運転管理に努めてまいりました。

また、直近6か年における補修整備計画表を作成し、計画的な施設保全を実施しております。プラント補修整備費にかかる費用は、年間平均1,300万円から2,000万円程度となっております。今後の主な大規模改修予定といたしましては、バイオガス発電機の保守契約が切れる令和7年以降、発電機の更新、ガスホルダーガスバックの耐用年数が近づいていることから、ガスバック本体の更新が必要となっております。

なお、アクアスと同じく維持管理コストと施設老朽化の状況を踏まえながら、今後の適切な維持保全計画を作成してまいります。

続きまして、W a k k a の施設及びトレーラーハウス等関連施設の維持計画と運営運用について、お答えいたします。

大木町地域総合交流支援センターW a k k a は、起業・創業支援や移住定住の促進、観光交流事業の推進拠点として平成29年度末にオープンし、株式会社クリエイティブおおきが指定管理者として管理運営を行っております。具体

的な事業内容としては、道の駅おおき活性化事業、くるるん農園事業、ふるさと納税受託事務、情報発信・観光交流事業、特産品活用事業、食育事業、起業・創業支援事業など、地方創生関連事業に取り組んでおりますが、令和2年から3年にかけてはコロナ禍の影響があり、様々なイベントや交流事業は計画どおりには開催できておりません。

また、トレーラーハウスは町内外の観光交流施設として令和元年度に設置をし、週末を中心に利用客が増加をしつつあります。

また、道の駅おおきには年間20万人前後の来場者があり、アクアスと同様、町の交流拠点となっております。

W a k k a の施設及びトレーラーハウスは、当面の施設関連の大規模な維持補修の予定はございませんが、長寿命化のために必要な補修は適時行ってまいります。

また、関連施設である道の駅農産物直売所及び農家レストランについては、平成22年オープン以来12年目を迎えることから、今後の運営を見据えた（仮称）道の駅おおき活性化に関わるロードマップ策定作業に着手し、今年度中に素案を策定することで検討を進めているところでございます。その中で、まずは老朽箇所の把握と改修の優先順位を定める予定でございます。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、2番目の質問のうち1つ目のアクアスの維持計画と今後の運営についての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　アクアスについては、これからではなく、建設して間もなく雨漏りをはじめ様々な補修をされ続けております。相当の費用負担が発生し続

けております。しかしながら、完全な修復には至っておりません。玄関に入れば中に雨樋、普通外にある分ですが、理解できません。施設内の雨樋とは世界中で見てもここだけじゃないかと危惧しております。階段の側壁は亀裂があり、天井は継ぎはぎ、くつろぎの部屋は床、壁とも雨漏りで傷み、和風呂の更衣室床下には漏水による温泉水がたまった状態が二十数年も続いているのに、修理に金をかけても一向に改善されていない、こんなことがありますか。

今後、適切な維持保全計画を作成し、効率的・効果的な維持管理運用を行っていくということですが、今になって、平成30年度に公共施設長寿命化計画を作成されているのに、今まで何もしてこなかったということですね。そうしたら、いつになったら適切な維持保全計画が出来上がるのか、町長にお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 アクアスについては、議員からも厳しいご指摘をいただきました。本当に根本的な解決につながっていない。アクアスの維持補修のやり方が基本的に事後保全というか、やっぱり問題が発生してから対応していくというような形で、できるだけお金をかけないという形でやってきた部分もあるのかなというふうに思っています。

ただ、大木町の公共施設はたしか全部で36、消防団の格納庫とかも入れたところなんですけれども、36あるんですけれども、やっぱりそれらの施設をどういうふうに使って、どこまで投資をしていくのか、修理費も含めて投資をしていくのかということをちょっともう一回仕切り直して、具体的にやっぱり財政の裏づけを得たところの計画はしっかりつくっていく必要があるのかなと

いうふうには思っていますので、これについては、来年からそういういろんな施設の今後の活用計画、維持補修の計画、そこら辺をもう少し再検証していきたいというふうには思っているところであります。

やっぱりアクアスに関して今までいろいろ対症療法的な補修、雨漏りであったりとか、いろいろ対症療法的な補修をやってきたわけでありましてけれども、なかなかそれがすぐには解決していないというのは議員ご指摘のとおりでありますので、そういうところを根本的に直すのか、それともある程度あまりお金を入れずに、そこそこ対症療法的にやっていくのかも含めて、今後の方針はちよつとしっかり決めていきたいというふうには思っているところでございます。

施設の長寿命化に関しては、正直お金をかければいつまでも使えるようにできると思うんですけれども、なかなかそのどこまでお金をかけるのかというのと、どこまで使っていくのか、そこら辺についてのバランス、そこら辺もしっかり検討していかないといけないので、そういうところについて少し具体的に、例えばターゲット、何年までの維持費用であるとか、どこまで使っていくのかとか、そこら辺を少し早めに具体的に、やっぱりこれもやっぱりターゲットを持って、そのために必要な費用が幾らで、できるだけコストを抑えた費用の負担、保守費用の補修のやり方、そういうことも検討していかないとはいけないというふうには思っているところであります。

ただ、大木町は公共施設はそんなに多くないと思うんですよ、箱物自体は。そんなにやっぱり周辺の自治体とかに比べて多くないと思うんですよ。基本はやっぱり今ある施設をいかにしっかり活用していくのか、これは、私はしっかり考えていかないといけないというふうには考えていますので、アクアスに関しましては、これから高齢化社会、特に健康づくり事業、それとかいろんな交流事業というのは重要な町の政策になってまいりますので、その拠点施設として



の重要な役割というのはこれからますます高くなっていくのかなというところ  
はありますので、できるだけ有効に活用していくということで考えていきたい  
というふうに思っているところです。

以上でございます。

議長　それでは、アクアスの維持管理計画と今後の運営について、最後の質  
問でございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　適切な維持保全計画を早急にとということでございますが、あ  
そこはもうずっと修理をしても、よくなるいんですよ。金をかけるばかり  
ですよね。もう当然、本当ならもう早く修復して完璧に使えるような形になっ  
ておかないといけないけれども、今でも雨漏りはするし、壁ははげるし、いろ  
んなことでお客さんたちも、何でこんなにきたなかつとの、何で修繕せんとの  
という形であります。

ですから、町長の答弁はいつも検討します、今後の課題として検討します、  
でいきますけれども、保全計画は大体いつごろまでにきちんと出して、また議  
会のほうに示していただきたいと思いますが、答弁をよろしくお願いします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　アクアスに限らず、今後の維持保全計画、そこら辺については来年、  
総合計画をつくって、中期財政計画をつくっていますので、そういうものとセ  
ットで一応つくらないといけないという状況でありますので、来年中には何と  
か作成をして、お示しをしたいなというふうに思っていますので、ご理解をよ

ろしくお願いいたします。

以上です。

議長　それでは、2つ目のバイオマス関連施設の維持計画と今後の運営について、再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　これもアクアスと同様でございますが、今後の適切な維持保全計画を作成していくということでございますが、今後じゃないと思います。アクアスが23年、循環センターが15年が経過してからの維持保全計画、そんなことはあり得ないと思います。

それぞれの公共施設をはじめ関連の施設は、建設当初計画の中で中長期の維持管理計画及び修理・修復を踏まえた財政計画を立て、運用運営されていくものと考えます。このように計画性のない中で維持管理をされていかれることに、私は少し心配でございます。

厳しい財政の中、早急の計画が必要と思われることから、アクアスと同じように、いつごろまでに維持保全及び財政計画をなされる予定があるのか、お尋ねいたします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　バイオマス施設に関しましても、基本的に施設の維持管理に関して、この施設に関しては予防保全に徹底して今までやってきて、特に大きなトラブルもないという状況であります。

ただこの先、先ほどアクアスで申し上げましたように、やっぱり先のターゲ

ットというか、目標というのはしっかり持つておかないと、やっぱり保全計画、どこまで修理をするのかということも含めて、方針が出せない可能性がありますので、これも同じく来年中のアクアスとかほかの公共施設に併せて保全計画をつくるということで考えていきたいと思います。

以上であります。

議長 バイオマス関連施設について、最後の質問ございますか。

では、次に、3点目のWAKKAの施設及びトレーラーハウス等の関連施設の維持計画と運営運用について、再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 クリエイティブの関係者によると、トレーラーハウスに想定外のカビが発生したとお聞きいたしました。合板ですから当然のことだと思います。業者に修復を依頼すると、1台が20万円、2台で40万円かかるということで、センター長と係の方がペンキで塗装されました。

WAKKAの施設も新しいようですが、すぐに修理及び改修が必要となってきます。長寿命化のためには年々補修が必要となってきます。今年度中には道の駅活性化に係るロードマップ策定作業に着手し、素案を作成することで検討を進めるということですが、このロードマップ策定は、中長期ロードマップが必要ではないかと思っておりますので、お尋ねいたします。それが1点。

また、関連施設の中で、昨年的一般質問においてRVの充電施設及び風力発電機のバッテリー交換について早急の修理をお願いしたところ、今年度中に修理を行うように計画がされていたと思いますが、まだ修理をなされていないようです。

以上2点についてお願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 再開いたします。

答弁を許します。境町長。

境町長 トレーラーハウスのカビの発生の問題は、すみません、実は私、議員から初めてお聞きしまして、ちょっとまたそれは現場にも事情はよく確認をしておきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、ロードマップについては10年先、20年先を見据えたところの計画をつくるということと、それを基にして、もちろん先ほど申し上げましたように、アクアスであるとかバイオマスセンターであるとかと同じように、やっぱり中長期の維持保全計画、その中に組み込んでいくということになるかと思えます。

ただ、これについては、ロードマップ作成委員会は産業振興課長と、あと道の駅関係者、現場の担当者に入ってもらって、まず現場の声を聞いた上でつくっていくということですので、それを踏まえたところで、町のマネジメント計画の中に織り込んでいくのかなというふうに考えておるところであります。

それと、3月議会で議員からご指摘いただきました充電器と風車の問題、実は充電器に関しても風車にしても、9月議会の補正に上げようかどうかということで実は検討はいたしました。議員のご質問もありましたので具体的に検討いたしましたけれども、実は見送ったところであります。

なぜかという、充電器に関しては幾つか3月の質問でもお答えしましたように、いろいろ管理上の問題とかあってなかなか使い勝手が悪いということで、取りあえず休止状態ということでご説明しておったと思うんですけども、そのことを解決するためには、例えば充電器で、携帯電話か何かで無人で充電できるようなシステムを入れるのか、それともRVのところではなくて、道の駅のインフォメーション前に移設をするのか、そういうところも含めて実は検討したところであります。

改修するにもかなりのコストがかかるというような状況でありましたので、改修するよりも移転をして、使いやすいところに持っていったほうがいだろうということも考えたんですけども、これに関しましては風車のほうも一緒なんですけれども、風車のほうも改修すると、道の駅の風車というのは22年につけてバッテリーを全部換えないといけない、バッテリーを換えるだけで、それこそ100万近いお金がかかるということありましたので、それをすぐ換えるのはちょっともったいないということで、実は今、マイクログリッド計画、脱炭素に向けたカーボングリッド計画を考えているところで、庁舎周辺だけではなくて、道の駅においてもそういうグリッド計画をやれないかということは今ちょっと検討しているところでありまして、そういうことと一緒にやったほうが非常に効果的な整備ができるんじゃないかということで、取りあえず今のところ見送らせていただいているというところであります。

例えば風車とかでも、あえて電池をつけずにそういうグリッドの中の蓄電池

に直接流し込むような形を取れば、その電気をさらに有効に活用できるという  
ようなこともございますし、充電器、電気自動車の充電施設についても、そう  
いうものと併せてつくったほうが効果的な運用ができるのではないかという判  
断がございましたので、今のところ、そういうような構想もあるという段階で  
ありましたので、ちょっと見送らせていただいているというような状況でござ  
います。

以上でございます。

議長　それでは、本件について最後の質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　風力発電のほうのバッテリーの交換というのも、前回の一般  
質問の中でも100万かかるということで聞いておりますし、それは見越した  
ところにつけたんじゃないかということも言うておりましたので、もうあえて  
言いません。

でも、マイクログリッド、この構想はいつまで続くのか、いつまでというか、  
いつ終わるか分からんよ、大木町において。今からずっと取り組んでやってあ  
りますが、2年先、3年先、4年先、先を行く中で確定的じゃないもので、そ  
れを待っておっても、お客さんたちは待てないんですよ。ちょっと個人的独り  
言と思ってください。ちょっとコロナ禍にあっておかしい、クリエイティブお  
おきが指定管理者で道の駅を担っておると思いますが、その指定管理者クリエ  
イティブがまた道の駅の管理をレストランのほうへお願いして、そこが運営と  
いうか関わって事務所にあります。ちょっとおかしい。ちょっと独り言です。

そういった中で、お客さんからクレームがずっと来ているんです、その担当  
者に。いつになったらできるとか、いや今修理中ですよ、今町に言っています、

何年たつのかと、しないなら看板を取れと、そこまで言われております。

そういった状況で、大木町、せっかく畑の中のレストランとかいろんな形で道の駅をPRして、交流拠点として、してきたんですが、大木町に行ったらって同じことばい、あそこは何もならんばいと、そういった形で評判を落とすようなことにもなると思います。

そこで、そういったことを考えながら対策を考えてほしいと思いますが、どうしますか、町長。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 ご指摘ありがとうございます。充電器に関しては、実情については、実は私も今日、話を聞きまして、今後の対応を考えないといけない。グリッド計画が議員おっしゃるように、具体的にまだ決まったわけではないので、それにつなぐ、それに併せてというのは本当にいつになるか分からないという、確かにおっしゃるとおりなので、取りあえず今ある発電機を使うこと、今のまま使うことも含めて、やっぱりおっしゃるように看板も上げているから、看板も上げて使われんとは何事だという、そういうご批判も分かりますので、それについては、取りあえず今の段階で何とかご利用いただけるような、何かそういう仕組みを関係者の皆さん、WAKKAのほうとクリエイティブおおきのほうとは早速協議をさせていただきたいと思いますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 暫時休憩します。

休憩 時 分  
再開 時 分

議長 再開します。

それでは、次に、大木まつりの復活を願うについての質問をお願いいたします。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 最後に、大木まつりの復活を願うということで質問させていただきます。

現在、J A、商工会青年部への助成の中で、農業まつり及び堀んピックとしてイベントが開催されております。この2つのイベントもなかなか知名度が低く、町内、町外ともに関心が低い状況が続いていると思われま。

再度、町主催で、町ぐるみ参加の一大イベントとして、大木まつりを復活していただきたいと一部の町民からも声が上がっております。

いよいよ町も次年度より行政区を廃止し、自治会へ移行される。特に自治会になれば、地域を担う中心的人材、リーダーが求められると思います。

つまり、祭りには町内各種団体及び地域住民が一丸となり運営に当たることになります。そして、この祭りに関わることにより、人材、リーダーが育つと思います。この町の人材育成のためにも祭りは必要だと認識し、復活を願い、担当課長にお尋ねいたします。



議長　それでは、答弁を許します。野田まちづくり課長。

まちづくり課長　12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

以前行われておりました大木まつりは、それまで2年に1度開催されていた商工まつりを町挙げての祭りにと、1989年平成元年11月にフェスティバルおおき89というネーミングで初めて開催しております。当時の広報紙には、3万人の来場者で大成功を収めたと記録されております。

1991年平成3年に大型台風の2度の襲来により中止した以外は、隔年ごとに開催し11回の回数を重ねましたが、2010年平成22年を最後に、幕を閉じております。

詳しい記録は残っておりませんが、いずれの開催も町民による実行委員会形式を取り、JA、商工会、役場から若手職員を出向させて事務局体制を整え、企画運営を行っておりました。

ご指摘のとおり、祭りとの関わりを通して地域リーダーの育成につながっていたのではないかと感じておりますが、同時に、事務局に大きな負担を強いていたのも事実です。

私自身も大木まつりの事務局を担った経験がありますが、確かに若手職員が成長する要素がたくさんあるように思います。通常、職場においては、若手職員は定型的な業務など裁量の余地がない業務を担っていることがほとんどです。野球で例えるなら、若手職員の業務は基礎基本であるキャッチボールや素振りということになり、ただし、それだけでは野球は上達しないのと同様で、上達するにはやはり試合を経験する必要があると思います。

そういった意味では、祭りという大きなイベントの中において、自分の裁量において企画提案し、実施に向けた段取りを行い、そして、その結果が祭りの

当日に評価検証されるという一連のプロセスについて実践の機会が与えられるところに祭りの大きな価値があると考えております。

話を野球に戻しますと、誰もいきなり試合に出てプレーするとなれば、緊張もするでしょうし、エラーや三振もつきものです。このような失敗も成長の糧になっていくものであり、祭りの中では寛容になれるものではないでしょうか。私もいろんな祭りやイベントに参画いたしましたが、ご指摘のとおり、祭りは地域の一体感を育むと感じておりますし、そこに主体的に関わることで人も育むことにつながると考えております。

ただし、過去の大木まつりのように、多額の費用をかけて行うことは現実的ではありません。そこは知恵を絞り、成熟社会にふさわしい祭りの在り方を検討しなければならぬと考えております。

まずは、現在、農業祭りや堀んピック、地域ではさくら祭りやふるさと大莞祭りなどが開催されている状況でございますので、多くの町民や団体が関われる祭りの在り方について、関係機関と協議を進めてまいりたいと思っております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、大木まつりの復活を願うについての再質問ございますか。

中島宗昭議員。

中島宗昭議員　さきに述べましたように、自治会へ移行するということがなれば、特に地域校区でのリーダー、指導者が必要になります。

祭りを通して人材を育て、町を、郷土を愛する人々を増やしていくためにも、ぜひ、祭りの復活をお願いいたしますのでございます。

現在、大莞ではふるさと大莞祭り、またさくら祭りと、いろんなことで各団体が催しされております。そういった団体との協議も踏まえながら、ぜひ、復活をお願いしたいと思います。町長の考えをお願いいたします。

議員 答弁を許します。境町長。

境町長 12番、中島宗昭議員のご質問にお答えいたします。

祭りの効果というか、やっぱり本当にたくさんの方が集まって、やっぱりみんなですべてで交流し合うというのは、それだけでも非常に大きな効果がありますし、何よりもそれを一緒に準備するときの苦労を共にするというところで、お互いに育っていくという、そういう効果も大きかったと、それはもうおっしゃるとおりだというふうに思っています。

これから本当に議員ご指摘のように地域のつながり、それが非常に重要になってきますので、そういう交流イベントを発展させていくということは、もうこれは疑う余地がないと思っています。それをどういう形でやっていくのかということになってくるんだろうと思います。

昔のように町1か所で、それこそお金を大分かけて、準備期間を何か月もかけてやる祭りというのは、はっきり言ってなかなか難しいのかなと。やっぱり何が盛り上がっているのかというと、大莞祭りは地域の人たちが一生懸命準備をして、地域の人たち総出でやられていますけれども、やっぱり地域の人たちが準備段階から参加されて、一緒につくり上げられる祭りというのは、外から参加しても本当に熱気を感じますし、やっぱりああいう雰囲気いろんなイベントなり地域ごとの祭りなりでつくり込んでいく必要があるんだろうなというふうに感じさせていただいたところであります。

そのために、ではどうしていくのかという、あつたほうがいいということだけ言っても仕方がないんですけども、そのためにどうするのか、隣の副町長をトップにして検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長　それでは、大木まつりについて最後の質問をお願いします。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　隣の副町長と相談してという、大莞祭りも、大莞のほうではやっぱり副町長が中心になって若い中学生を活用して育て上げてきておりますので、人材が育っております。そういったことでぜひ協議をしながら、町の行く末を発展するように願うものでございますので、協議されることを祈念して一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長　以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時とさせていただきます。

休憩　10時49分

再開　11時00分

議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

荒巻建設水道課長。

建設水道課長　先ほど、12番、中島宗昭議員の回答におきまして、2番、住宅地開発において水路沿い宅地内のセットバック等の厳格化はできないのかにつきまして、4ページの下段のほうで回答いたしました建蔽率と容積率の答弁に誤りがありましたので、修正をさせていただきます。

建蔽率を10分の20、容積率を10分の7と答弁いたしましたが、正しくは建蔽率が10分の7、容積率が10分の20でございます。訂正いたします。

議長　中島宗昭議員、よろしいですか。

それでは、続いて、7番、益田隆一議員の一般質問を許します。益田隆一議員。

益田隆一議員　議席番号7番、益田隆一でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は、大木町みんなの広場のトイレの進捗状況とアクアスの経営状況について質問いたします。

大木町みんなの広場は、昔、県営住宅が建ち並んでいた敷地だったと思います。改めて伺いますが、こういった経緯と目的で公園として利用することになったのか。そして、その公園となった今、どれぐらいの利用がなされているのか。知り得る情報で教えていただきたい。

それと、大木町みんなの広場のトイレに関しては、みんなの広場が設置計画される段階から、我々議会は予定されていた広場内のコースの変更や水洗トイレの設置等を希望しておりました。当初、執行部からの回答としては、予算の都合上、水洗トイレの設置は難しいとのことでした。今回、トイレを設置する

という話が持ち上がり、改めて進捗状況をお尋ねいたします。

議長　それでは、答弁を許します。野田まちづくり課長。

まちづくり課長　7番、益田隆一議員の一般質問にお答えいたします。

大木町みんなの広場は、平成30年度に県営住宅柏原団地の跡地を活用して整備を行っております。当該用地の購入に当たっては、県が県営団地を廃止し土地売却を公示した際に、産業廃棄物置場や遊技場施設等、住宅地に好ましくない施設整備の話があったことから、県と協議し、公園用地として活用すること、第三者に移転しないことを条件に、安価で取得した経緯がございます。

平成23年3月に用地を取得、平成28年度に真砂土で整地するなど簡易的な整備を行い、平成30年度にはウオーキングロード、グラウンド舗装、排水設備、外周フェンスなどを設置し、スポーツ活動やコミュニティー活動などを楽しむことができる多目的広場として整備いたしました。

次に、利用状況ですが、令和元年度は約1万人、令和2年度は約4,100人がそれぞれ利用されております。令和2年度の利用者数が減った主な理由は、陸上クラブの練習日数及び会員数の減少に加え、コロナ禍における施設利用制限によるものです。地元の皆様もグラウンドゴルフ大会やスロージョギング教室などを開催するなどして利用していただいております。また、広場を占有しない形での利用として、夕方や休みの日は子供がボール遊びをしたり、大人の散歩やジョギングなどにも利用していただいております。

次に、トイレ設置に対する進捗状況ですが、当初、グラウンド利用に供するトイレとして想定しておりましたので、浄化槽を設置する場合、公衆用便所に位置づけられたことから、大型の浄化槽の設置が必要で多額な費用を要するこ

とになっておりました。したがって、費用を抑えるため、くみ取り式の簡易水洗トイレによる整備で令和3年度当初予算に計上させていただいておりました。

しかし、集会所などの施設利用に供するトイレとして位置づけすれば、小型の浄化槽で可能であることが確認できましたので、集会所つきのトイレとして整備する場合の課題を整理するとともに、費用の面についても当初予算内で収まるとの見込みのもとで、浄化槽で整備する方向で設計に入りました。

しかしながら、具体的な設計に入りますと、コロナ禍で資材が高騰するとともに、特に非接触型センサー類の世界的な供給不足などが重なり、当初予定しておりました費用を大幅に超過することが判明したと併せて、トイレの管理を含めた全体の在り方について再度検討するため、今年度の事業を一旦見合わせることにし、今回、補正予算第6号で、当初計上しておりました予算を減額させていただいたところです。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、みんなの広場のトイレの進捗状況についての再質問ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　トイレの進捗状況については把握できました。意外に1万人、結構な数字だなと改めて思いました。

冒頭でも申し上げましたけれども、みんなの広場が設置計画される段階で、我々議会としては様々な要望をしておりました。地域住民の声は拾っているのかとか、ちゃんと地域の方と話をされているのか。多額の予算を使って造るのなら、ちゃんとした公園を造ってほしい。これは町民誰も思っていることだと思います。

当初は簡易なトイレだけの設置だったんですけども、利用しにくいという声も上がったんでしょうか。そういったことも上がって、今回の経緯に至ったことかと思えます。結果的に、当初から水洗トイレを設置する計画で予算組みしておけばよかったのかなとは、今になって思います。

先ほどの答弁のとおり、トイレを設置するにしても、公園としてのトイレであれば、浄化槽の設置に多額の費用がかかると予想され、無駄に大きい浄化槽の設置が必要になり、利用頻度に見合わない予算が必要になることと思えます。

そこで、提案ですけども、せっかく水洗トイレを設置するという事で予算を組むのであれば、公園用のトイレを設置するための必要となる浄化槽の大きさを考えるとですよ、公園用のトイレを設置するというのではなくて、そこに建物を建てて、その建物のトイレとして設置することは考えられないでしょうか。

というのも、ただ意味のない建物を建てるということではありません。仮に建物を建てた場合、簡易な建物であっても、そこを利用するために管理も必要となり、建物のトイレに関しても定期的な清掃が必要になります。そこで費用がかかるようであれば、別に無駄な費用が必要になり、トイレの設置のための費用対効果が見込めない。では、どうするか。

そこで、その両方を解決し、なおかつベストな建物はないかと考えました。コミュニティセンター、略してコミセン、現在利用しているコミセンは、各校区に1か所設置しており、木佐木校区は役場西別館、建物が古く、決していい環境とは言えませんが、役場の隣であり、立地環境としては問題ないと思います。大莞校区は、元保育園跡地を利用しており、十分な環境である。最後に、大溝校区の場所は、問題ないと思いますが、建物が古い。これから永続して利用していくのは多少疑問が残るかと思えます。



そして、この大溝コミセンと他のコミセンとの大きな違いは、町の所有物ではなく、第三者から町が借りている。町がその施設の賃貸料を毎年支払っているということです。参考に、添付資料1、一番最初の1ページ目なんですけれども、これは令和3年度の大溝コミセンの決算資料になります。14節施設料及び賃貸料で校区コミセン施設賃貸料の金額に注目していただきたい。224万4,000円とあります。

これはもう執行部の方はご存じでしょうけれども、1年間に町が大溝コミセンを施設として使用するために毎年賃料を支払っております。1年間で224万4,000円、1か月に換算すると18万7,000円になり、結構な金額になります。立地場所として、立地場所と敷地のことを考慮しても、建物自体が古く、これから先何十年も利用していくのは難しいと考えます。

次、添付資料2、次のページを開いていただきたい。

これは、私が独断でつくったものになりますけれども、左の欄には、今後、現状維持していった場合にかかる費用です。25年間、マックス5,600万円。その右、その右の欄は、もしこのコミセンを新しく新築した場合、年間の支払いを想定したもの。これはあくまでも金利1.5%で計算しています。

比較対照として分かりやすいようにあえて金額を4,500万と設定している理由を説明します。

実は、平成28年4月に大溝小学校の学童保育を新設した際にかかった費用が4,239万3,676円です。

添付資料3をご覧ください。次のページ。

これは、当時設計した大溝学童保育所の間取りになり、広さは258.55平米、約78.2坪。つまり4,500万であれば、この大溝学童保育所と同じ規模の建物が建てられることになる。

先ほどの添付資料2に示しているとおおり、今後20年間、今現状使用しているコミセンを賃貸しながら利用するためにかかる費用は約4,500万円。一方で、学童保育所レベルの広さを持つ建物を新築して利用する場合であれば、同じ4,500万になります。立地する場所の問題が出てきます。

しかし、みんなの広場の南側にある若宮広場はどうでしょう。

若宮広場、次の4ページですね。

添付資料の4のおおり、今は何も利用することなく、荒れ果てた広場。荒れてはないにしろ、管理するために毎年の草刈りが大変ではないかと想定されます。若宮広場は、今後、町として特に利用することなく、計画もないということですので、ここを敷地として利用するのは問題ないと思います。

そして、コミセンという施設にこだわらず、複合施設として、災害時の避難所や、八丁牟田駅横に設置してある小型EV自動車、この中継地点としての利用など、ここに大溝コミセンを持ってくるメリットはあるかと考えます。

公園のトイレを管理するための費用が少なくて済みますし、公園用のトイレとして多額の費用をかけるぐらいなら、逆の発想で費用をかけて、さらなる利活用を追求すれば、予算の有効活用になると思います。

私が言いたいのは、町としては潤沢な予算がないこの時代に、無理に予算を費やして積極的に建物を建てなさいと言っているわけではないことを理解していただきたい。どうせトイレを造る費用がかかるなら、もっと有効活用して適切な予算の執行を望んでいるための提案ということでご理解いただきたい。

みんなの広場のトイレの設置に関しては、こういった複合的な利用をすることで、より有効な施設の活用ができ、現在かかっている予算と別に費用がかかるわけでもなく、今よりも低い予算で新しい施設を利用することができ、トイレとして機能も十分に発揮できると思います。この件に関しまして、町長のご

意見を伺いたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員のご提案、ありがとうございます。

出発点として、みんなの広場のトイレから出発をしていると。みんなの広場にとにかく早くトイレが必要だということから出発をしているというところでありますので、今の考え方としましては、みんなの広場にまずトイレをつけるということが必要ではないかというふうに考えているところでありまして、あと、トイレをつける場合でも、公衆用トイレとして浄化槽をつけると本当に多額の費用がかかりまして、恐らく利用者に見合わないような、そんな過大なトイレ、浄化槽になってしまいますので、維持費もかかりますので、ちょっと問題がある。つけるのであれば、当初考えておったのは、水洗ではあるけれども、くみ取り方式にしようということ、提案をさせていただいておりました。随分安く済むと、維持費も少なく済むだろうというふうに考えたところでありました。

今の方針としては、とにかくみんなの広場にまずトイレをつけるということは、喫緊の課題ではないかなという問題意識を持っているところであります。

益田議員ご提案いただいたコミセンの問題、コミセンを造るということに関して、複合施設というご提案、非常に素晴らしいアイデアだと思うんですけども、コミセンをどこに造るかという問題に関しては、やっぱり地域の皆さんとそのことについては少ししっかり合意をつくっておく必要もあるでしょうし、あと、今、確かに借家料というか、賃料はかなり高くて、非常にもったいないという声は、もう恐らく議会からも再三ご指摘をいただいているところだろう

と思いますので、この件については何とかしないといけないという問題意識は持っているんですけども、コミセンに関して、ちょっと今考えているのは、できれば学校と何というか隣接していたほうがいいのかなど。

学童保育をまた新設していますけれども、学童保育にしても、小学校の教室にしても、恐らく何年後かにはかなり空きが出てくる可能性があるということも考えられますので、コミセンについては、やっぱり学校施設のそういう余剰の建物を活用するというのが、今、一つ、有望な案としては考えているところでもあります。それが今の考え方の基本であります。

それと、もう一つ、若宮広場を含む町の用地の活用がまだできていないと、もう議員おっしゃるとおりであります。みんなの広場に関しても、ずっと広場として使うのかということも、当然、問題意識としてはございますし、隣の若宮広場もございますし、あと木佐木元役場跡用地の活用であるとか、笹渕にも土地改良の広い用地もございまして、そこら辺をどう活用していくのか。そういうところについては、早急に方向性を出していかなければいけないと思っているんですけども、何とか子育て世帯を増やすとか、何か少しそういうような目標を持ったところの住宅であるとか、そういうことも含めて、ちょっと考えないといけないと思っているんですけども、そこら辺はちょっと具体的にまだなかなか前に進めていないというのが実情であります。

この活用に関して、これはもう本当に課題であって、なかなか具体的に今、前に進んでいない課題でありますので、何とか具体化していくために考えていかなければいけないと思っているんですけども、やっぱり何か少し外の方のご意見なども伺いながら、しっかりとした構想を立てた上で、その活用方法については考えていく必要はあるのかなというふうに思っているところであります。

大木町にこれからどういうものをどういう形で活用していくのが一番いいの

かということ、そこら辺をしっかりと議論して方向性を出していく必要はあるなというふうには考えているところではございます。

議員ご提案の内容も、しっかりと試算をされて、コスト面であるとか、複合施設というご提案も魅力的なご提案で、選択肢の一つだとは思いますが、ただ、コミセンに関してはどうなのかなというのは少し今考えているところがあります。

以上でございます。

議長　それでは、本件について、3回目の質問。益田隆一議員。

益田隆一議員　私も積極的に箱物を、先ほどの私の質問にもありましたけれども、無理してお金がないときに建てろというわけでもなく、やはり意識改革していただきたいなど。一方通行だけではなくて、こういうのもあるんじゃないのかなど。そういう考えを持っていただきたいなど。

先ほどの中島議員の厳しいご指摘もあったかと思いますが、ただ、あれは私たち議員から聞いてみれば、当たり前のことであって、間違っただけでも何でも、こちらが言ったことをやっていないのであれば、やはり指摘するしかないなど。言っとったやんという話と、もう一つは、気になった点が、町長が知らないというのは、やはりそこはいかがなのかなど。小さいことかもしれませんが、やはりそこまで目をかけて、ちゃんと自分が、全部把握するわけじゃないですけども、そういったところも目配り、気配りをかけていただきたいなというところを思いました。

というのも、先日、我々議会のほうでS I M研修というのを行いまして、恐らく執行部の皆さんも一度研修を受けられたことはあるかと思うんですが、た

またまなのか、意図的なのか、私が総務課長というお役をいただきまして、大変でしたね。というのが、笑い話にはなりますけれども、やはり様々な課題が迫ってきて、それに対して予算が必要になる。これを削ったら、こっちが立たん。でも、こういう新しい事業も行わないかん。いや、これは大変だなと。

我々は議会として要望している中でも、執行部の皆さんは、いろいろ考えて、試行錯誤して、執行部の皆さんで会議をされていらっしゃることだと思います。ただ、我々のたまたまその班の中では、大変盛り上がりがありまして、本当に見せたかったんですよね。執行部の皆さんは本当にこれだけ会議をやっているのかなと。物すごく熱い2時間ぐらいだった。それだけの会議をされていらっしゃるのかなと。

ただ町長が、はい、やっつけと、副町長、これ、やっつけと。分かりませんよ、私が勝手に想定しているだけなんですけれども、あれだけ皆さんが議論をぶつけ合って、いいものをつくり上げていくという意気込みは、あまり感じられないんですよね。やはりこういった答弁の内容であったり、そこは重要なのかなと思いました。

そういった中で、それを踏まえた上で、箱物を建てろというわけじゃないんですけれども、同じような内容で、新しく箱物を造るという意味では、以前、私が、役場西別館の件で、再利用についても一般質問にて提案したことがございます。あれは、今後、建物の存続をどうしようかと悩んでいる状態であれば、福銀という民間との協力で、本来であれば、建物を壊す費用や新しく建物を建てる建築費用とかが全くかからないんですよ。あくまでも試算上なんですけれども、さらに駐車場まで確保できていると。町民にとってもよくなることと思いい、提案しました。実際に、あの内容を分かっていた町民からは、何であんないい案なのに町はせんのか、もっと追及したらという声も聞きますけれ

ども、別の機会にしたいと思います。

こういった新規で箱物を建築するという事は、町として多額の費用がかかり、及び腰になるのではないのかなど。そのために、施設の中長期計画、これは先ほどの中島議員と重なりますけれども、これが必要だと思うんです。議会として、これからの町の懐も大変厳しくなるというところの時代に向けて、我々議会は大変危惧しているわけでございます。行政と民間との視点は、やはり若干のずれがあるのかなど。自分の痛みを伴わないお金の使い方であっても、痛みを伴って初めて気づくということもございます。意味深な発言でしたが。

今回のトイレの予算に関しても、トイレを造らなかった分の予算が本来の目的と違う予算に利用されているということもございました。答弁は求めません。一応これは提案として、先ほどの案が、こういうことがあるということを書いて、ぜひ執行部のほうでいろいろ理解していただいて、頭の活性化でやっていただいて、いろんな議論を交わしていただければと思います。

以上です。

議長　それでは、次に2点目のアクアスの経営状況についての質問をお願いします。益田隆一議員。

益田隆一議員　アクアスの経営状況について質問いたします。

コロナウイルス感染症による客足の影響がかなりあると思います。経営圧迫が懸念される中、数字として現在の経営状況をお尋ねいたします。

議長　それでは、答弁を許します。田中健康福祉課長。

健康福祉課長 7番、益田隆一議員の一般質問にお答えいたします。

アクアスの経営状況についてのご質問ですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言等を受け、温泉部門やスポーツクラブ部門とも時短営業や休館を余儀なくされました。特に、スポーツクラブが感染源となるケースが報道され、宣言解除後も利用控え等により厳しい経営を迫られています。温泉部門、スポーツクラブ部門ともにそれぞれ約500万円から600万円程度、合計1,112万円の赤字を計上することとなりました。

その結果、前年度末に1,800万円ほどあったアクアスの繰越利益剰余金が、令和2年度に事業統合したスポーツクラブの影響も重なり、繰越利益剰余金残額は700万円を切っており、大変厳しい状況になりました。

今年度は何とか黒字転換を図るべく、年度当初から入会キャンペーン等を行い、会員拡大に取り組みましたが、年度初めから再び新型コロナ感染者が急増し、5月の緊急事態宣言に伴う休館措置や時短営業を余儀なくされました。その後も感染拡大の影響を受けて通常営業ができず、現在での入館者もコロナ影響前の令和元年度比の7から8割程度で、厳しい経営状況が続いています。

今年度も、緊急事態措置の期間を対象に雇用調整助成金や感染症拡大防止協力金などの支援措置を受け、11月末日までの累計で経常利益は615万円余の赤字となっております。しかし、11月は平常営業に近づき、来館者も増えつつあります。12月以降は、例年入館者が減少する時期でもありますが、営業努力による利用者増と歳出削減により、単月ごとの黒字化を目指して職員一丸となって取り組んでいます。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 それでは、アクアスの経営状況についての再質問をお願いします。益



田隆一議員。

益田隆一議員　アクアスの経営状況ですけれども、厳しいとは分かっておりました。こういった公の場で改めて町民の皆様にご承知いただくのも、いい機会だと思っております。アクアスに限らず、こういったサービス業というのは、コロナウイルスの影響で、全国的に見ても悪くなっているのが当然のごとく言われておりますが、これを指をくわえて見ているだけでは、何の解決にもならない。かといって具体的な打開策があるわけでもないんですけれども、いい意味で言えば、今後のアクアスの新しい転換期と捉えてもいいのではと思います。

我々議会としては、何年も前から、建物自体の構造の問題や、維持管理の費用が膨大であり、今後も増えていくことが予想されていく中、アクアスという建物自体の延命措置を図るのではなく、小中学校のプールと併せた形の複合施設にしてはどうだろうかということをご提案しております。

しかし、先ほどの町長の答弁のとおり、執行部側としては、建物の延命措置と継続利用をしていくという答えをいただいておりますので、今日のところは、その分には追及せず、建物の継続利用で、この現在のアクアスで、今すぐ何ができるのか。この部分を提案させていただければと思います。

1つは、数字として飲食という部分に重きを置いているところで、今回のような予期せぬ状況になったこともあるかと思います。今後、これが急展開で飲食がうなぎ登りに上がっていくとは考えにくくて、あえて飲食を捨てる。あえてですよ、捨てるということで考えるならば、あの2階のスペースをほかの形として利用する方法を考えました。

今、皆さんもよく耳にしていることかと思っておりますけれども、全国の地方自治体で取り組んでいるサテライトオフィスの開設です。これは、本社から離れた

場所の支店を設置してもらい、都会でなくても働ける環境を地方が提供することにより、そこで遠隔勤務ができるというものでございます。これは全国的に見ても、誘致に特化した自治体もあり、注目されております。

以前から企業誘致することが望ましいという町民の声が数多く上がっておりますね。どここの道路沿いに大きい企業を誘致せんかとか。現実問題、なかなか企業側として、こちらに来るメリットがございません。しかし、本町として、少し前は、ほかの市町村と比べ、インターネットの環境が著しく劣っていたため、企業側から見向きもされなかったかと思いますが、今年からネット環境もよくなり、やっと同じ土台に乗ることができたのではないかと思います。これを機に企業誘致として動き出すチャンスだと思います。

そこで、このアクアスの2階を利用するのはどうだろうかと思い、今回の提案に至りました。実際に、この福岡県でもサテライトオフィスを開設するための補助事業も行っております。地方にとっては大変ありがたい話ではないかと思っております。福岡県内でも数多くの地方で企業誘致をしており、近くでいえば、隣の八女市、黒木町でも、お試しサテライトオフィスとして、総務省のホームページで紹介されております。

こうなってきますと、都会で交通の便など立地条件のよしあしではなく、働く人がいかに気持ちよく働ける環境づくりを提供できるかが鍵となります。私は、もう昔からずっと言っていますけれども、この大木町は、極端な田舎まちでもなく、極端な都会でもなく、日本一ちょうどいい田舎まちと思っております。小さなまちにしては、西鉄電車駅が2つもあって、残念ながら無人駅ですが、北に行けば久留米、西に行けば大川、東に行けば筑後、南に行けば柳川と、どこに行くにしてもちょうどいい距離感ですね。立地としては、言い方は正しくはないかもしれませんが、本町は適度な田舎であります。

そこで、このアクアスの2階を利用してサテライトオフィスとして企業を誘致するのはどうだろうか。

添付資料の一番最後のページになりますけれども、これはあくまでもイメージです。これはお金かければどこでもできるんですけども、今の飲食スペース、ここをフリーデスクとして、ネットの環境をよくしてすれば、どこでもオフィスとして成り立つのではないかと。そして、誘致できた企業に関して、メリットとしては、1階のお風呂にはいつでも入ることができ、仕事終わりには風呂にも入れる。仕事が終わって疲れを癒やす前にも、隣の健康スポーツ施設を利用できるようにしてもらおう。大木町に住んでもらえるように、空き家を利活用し、居住スペースを安価で提供することもできると。

交通手段としては、現在所有している小型EV自動車を貸し出すと、八丁牟田からここまでのアクアスの距離感なんかもすぐにもできると。わざわざ多額の費用を費やすこともなくて、今現在ある施設を利用するだけで、気持ちよく仕事ができる環境を提供できる。休んでいる飲食をそのままほったらかしにして指をくわえて待っているよりは、何か今すぐできることはないかということであれば、こういったサテライトオフィスは可能ではないか。

企業側としても、環境のまち大木町を拠点にすることによって、環境ビジネスに特化した企業であれば、住所がこの大木町にあるだけでメリットになるかと思えます。環境に関していえば、全国レベルの名声でございますので、逆に、こちらから誘致するのではなくて、こちら側から企業を選別できるというぐらいの勢いがあるのもいいのではと思えます。アクアスの新しい転換期として、サテライトオフィスのということも検討してはいかがでしょうか。町長にご意見を伺います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 7番、益田議員のご質問にお答えいたします。

アクアスの活用、今ある町の資源の一つでありまして、特に2階に関しては、本当に十分活用できているのかという、そういう問題意識の下でのご提案だというふうに考えております。

アクアスに関しては、今年度からだったかな、2階への入場に関しては、温泉の入場と別にしているの、自由に出入りできるようにしたところでありまして、2階の活用をどうするかということをし少し展望して、そういうような形を今取っているところであります。

2階は、かなり広いスペースでありまして、これまでのレストランの経営に関しては、コロナ前、夜の宴会等が頻繁に入れば、それなりに収支は取れるんですけども、やっぱり飲食店経営となってくると、かなり厳しいというのは事実であります。ただ、大木町には飲食店が少ないという事情がありましたので、そういう意味では、アクアスの担う役割というのは、それまで結構大きくて期待もされておったのかなという気はしております。

ただ、このまま飲食店を続けていくというのは、実際なかなか厳しい面もございまして、これからの時代としては、議員おっしゃるようなサテライトオフィスというのは、大変有望なご提案ではないかということで感じているところでございます。

ただ、サテライトオフィスを実際やるに当たっても、運営のノウハウとか、そこら辺のマネジメントをやっぱり一定助言を受けれるような、そういうところで少し集客も含めたところの企画あたりをしっかりと考えておかないと、サテライトオフィスを始めましたというアナウンスだけでは人は来ないというふう

に思っています。そこら辺の検討をどういうふうに具体的にしていっていいのかなというところについては、ちょっと専門的なところにもご相談をするように、実は、ちょっと何件か、そういうところを当たらせていただいているので、そういう方々のアドバイスをいただきながら、今後の具体的な進め方については少し考えてみたいなど思っているところでもあります。

強みというのは、おっしゃられるように温泉を使えるというのは、やっぱりサテライトオフィスとしては非常に大きな強みだというふうに一般的に言われておりますし、併せて、隣にスポーツジム、結構しっかりとした器具なりもそろえておりますし、健康づくり環境としては、環境も整っておりますので、スポーツ施設・温泉施設セットのサテライトオフィスということ、それとあと環境としての売り、そういうことをうまく組み合わせて考えれば、それは非常に有望な考え方、ご提案ではないかというふうに改めて感じたところでもあります。

このご提案に関しましては、実現するかどうかは別にして、具体的に本当に検討させていただきたいというふうに今強く感じたところでもあります。そういうところで今後進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長　　アクアスの経営状況について、最後の質問。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　　せっかくサテライトオフィスとしてご検討いただけるということなので、前向きにぜひ取り組んでいただいて、できんければできんと、やれるのであればやっていただきたいなというふうに思っております。

サテライトオフィスとしての活用はできたと仮定して、それが実際入ったと仮定して、その新たな転換期として、もう一つ提案させていただければと思うのがございます。

先ほどのアクアスの利用としては、お風呂に入ってもらうだけではなくて、

飲食をともにしてもらおうと、売上げもやはりそれにつながるといことでございます。しかし、こういったコロナ禍の中、飲食業がなかなか伸び悩んでいる。今後、伸びるかどうかも分からない状態なんですけれども、飲食に定員や時間制限など、特に屋内飲食では、数字的に簡単に戻ることはできないのではないかと思います。そこで、じゃ、屋外で飲食は考えられないかと。

添付資料5をご覧いただきたいんですけども、これはキッチンカーです。キッチンカーを配置する。この写真は、某こっぽーっとホール、N森氏に造っていただきました。宣伝ではございませんけれども、彼は本当に素晴らしい能力を持っていただいて、これだけの能力を持っているのであれば、ほかにも何か上手にこう、使うと言うと失礼ですね、町のためにやっていただけるのではないのかなと。これは彼が全部造ったんですよ。CGみたいなんですけれども、これを仮にできるとですね、排水で浄化槽を新たに設置する必要もないんです。その場所、駐車場を提供するだけで、アクアス自体に損失を被ることもない。

例えば、駐車場の一部をキッチンカーに貸し出して、例えば毎週日替わりで、いろんな種類のキッチンカーが来てもらう。アクアスに来店していただくお客様にも楽しみができるのではないのかなと。仮に、月曜日は何々の有名なピザ屋さんとか、火曜日は〇〇の有名な焼き鳥屋さんとか、水曜日は何々の洋食屋さんとか、週末は、このキッチンカーがぱっと埋め尽くすぐらいのイベントがあっても楽しみの一つではないかなと想像します。

賛否両論のアクアスロードですけども、こういったイベントを用いて、毎週、例えば週末、ここが、さるこいフェスタ並みの盛り上がり結びつけるのもいいのかなと。先ほどの中島議員の祭りが、ここはずっと、このアクアスに来ると、600人プラス、ここは何か盛り上がり人がいつも集まっているねと、町内町外に限らずですね。これだけ毎日人が集まる場所というのは、大木

町にはそうないかと思えます。

このアクアスから、例えばシャトルバスを出しても、道の駅との連携を取って、定期便として道の駅との動線をつくる。さらに、八丁牟田からのEVも上手に利用して、アクアスに常に人が集まるとか。仮にアクアスロードができるのであれば、それも利用していただくと。

今あるアクアスに対して、いかに経費を削って現状維持を図るか、模索している状態だと思いますけれども、アクアスをそのまま利用するならばですよ。我々としては、あまりアクアスを現状維持というのはどうかなという部分はあるんですけれども、あえてこれを利用するのであれば、こういった思い切った案も考えていただけるといいのではないのかなと。

私は、あくまでもお金を使わずに、今でき得る行動で、集客、売上げを伸ばすことができればと思っています。キッチンカーに関しては、全く手出しが要らないので、仮に、場所代を取るのではなくて、ただ、無料で来てもらっていいと。もう売上げを別に取る必要もないと。売上げがある程度固定すれば頂いてもいいんでしょうけれども、まずは人集めのために、呼ぶために、こちら側から働きかけてもいいのではないのかなと思っています。町長の考えを、よければいただきたいと思えます。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 引き続き、非常に何というか、聞いているとわくわくするようなご提案をいただいたかなと思っています。本当に夢が広がるというか、そういうようなイメージを持たせていただきました。

キッチンカーに関しましては、議員ご指摘のように基本的に経費は要らない

と。今、道の駅で、キッチンカーを呼んで、1週間に1回か月に2回か分かりませんが、やっていますけれども、なかなか好評のようでありまして、一定いろんなキッチンカーが集まることで、それでもって集まっていたかという。そういうことについては、当然可能であると思うので、これについては、早速、支配人のほうに検討させるというふうに考えていきたいと思えます。

それと、あと隣のがんばらん館も、まだ十分活用されていないという状況がございます。がんばらん館については、3月からチャレンジショップとして、取りあえず希望される方もいらっしゃるもので、お菓子とコーヒーという形で出させていただくという方向性が、今、少し具体化されているようですので、がんばらん館におけるチャレンジショップであるとか、そういうことも含めて、本当に魅力の一つでも二つでも三つも積み上げていくということが大事なことだというふうに思いますので、そういうこともぜひ具体的には検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長 規定の質問回数は終わりましたけれども、時間は若干残っておるようですけれども、一言何か。益田隆一議員。

益田隆一議員 最後に一言。このコロナ禍の中、人と人とが触れ合って集まって行動を起こすことすらタブー視されているという、この世の中なんですけれども、アクアスを中心に人が集まったとしても、屋外であれば、感染リスクも少ないし、人の気持ちが落ち込んでいる中、アクアスに行くと、何かあそこは盛り上がっているね、何か落ち込んだらあそこに行こうと。アクアスに限らずですよ、道の駅であっても、何か大木町にそういう場所があってもいいんで



はないのかなと思います。先ほどの祭りの話もそうなんですけれども、やはり落ち込んでいる中、どこへ行っても何か感染を気にして、もう殺伐とした雰囲気じゃなくて、何かあそこは盛り上がっているねというのがあればいいのかなと。いい意味で、コロナ禍によってアクアスの新しい転換期を迎えていただきたいと期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、7番、益田隆一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時から、午後1時からとさせていただきます。

休憩	11時46分
再開	13時00分

議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、1番、馬場高志議員の一般質問を許します。馬場高志議員。

馬場高志議員 1番、馬場高志、議長に許可いただきましたので、3つの件に関して質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、みやまSEの勉強会を踏まえた懸念ということで、最初の質問です。

地球が温暖化していると思えないほどの寒い日々が続いておりますが、現在、売電会社にとっては、電力卸価格の高騰が心配な季節になってまいりました。

11月に議員全員で、みやまS Eさんのほうに勉強に行かせてもらいました。事務所のある前のカフェで、プロジェクター資料まで準備していただいて質問を受けていただきました。その中の質疑から、改めて当町の事業への懸念点が一つあります。こちらから、みやま市は債務保証をしているのかという質問をしたところ、職員の方からの回答では、債務保証はしていないと、債務超過なので銀行から借り入れない状況でPPAやソーラーシェアリングなども検討したが、資金的に無理という現状だそうです。

大木町も特別会社（SPC）は独立採算を目指し、債務保証なしが妥当だと思われるが、経営状況がよくないと銀行からもお金を借りられなくなる状況があるかと思えます。そうなるとCO<sub>2</sub>ゼロに向けたさらなる取組ができなくなる可能性がある。

いずれにしろ、解決策というのは難しいようであるが、まず、当該事業の債務を保証するおつもりなのか、最初の質問としてお答えをお願いします。

議長     それでは、答弁を許します。益田副町長。

副町長     1番、馬場高志議員の一般質問にお答えします。

役場周辺のマイクログリッド計画につきましては、対象となる公共施設の詳細資料の確認作業や電気事業に関する関係省庁への確認作業等に多くの時間を要していることなどから、事業進捗が幾分遅れている状況です。議員の皆様には、状況報告が遅れまして申し訳なく思っております。

当初のスケジュールでは、設置する設備とその容量等を年内に確定し、事業

採算性を検証して、事業主体となるSPC（特別目的会社）の骨格まで本議会でお示しできると考えておりましたが、先ほどの理由から事業進捗が遅れ、それに影響してはつきりした事業採算性の確認が取れないため、事業主体となるSPCの参加予定企業の最終判断ができずに、足踏みを続けている状況にあります。

また、ここへ来て国の地域脱炭素ロードマップに基づいて打ち出された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、これは脱炭素事業に意欲的に取り組む最低100か所の先行地域を複数年にわたり継続的かつ包括的に支援する交付金でございます。この内容が12月中旬に発表されることとなり、現在取り組んでいる自立分散型地域エネルギーシステム構築支援事業補助金よりも有利な条件が提示されるのではないかと注視している状況で、必要な場合には現在の作業スケジュールを見直してでも取り組んでいく必要があると考えております。

いずれにしましても、まずは今回のゼロ・カーボングリッド事業の詳細計画を固め、できるだけ早く事業主体となるSPCの枠組みをお示しできるように、引き続き準備を進めたいと考えております。

なお、質問にありました債務保証に関しては、財政援助制限法によりまして、地方自治体の法人等に対する債務保証は認められておりません。第三セクター等に対する部分的な損失補償を認めた判例はございますが、基本的には、いつ発生するか分からない不確実な債務により自治体の財政基盤が危うくなるような行為は避けるべきとの判断がございますので、しっかりと事業計画を煮詰めていきたいと考えております。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、みやまSE勉強会を踏まえた懸念についての再質問ござい

ますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　町の債務保証がないにもかかわらず、SPCに出資する企業があるとすれば、それなりに採算性がある事業なのかなというふうに思っているところです。ただ、それが脱炭素事業のノウハウが欲しいのか、ただ実績が欲しいのか、ちょっと分かりませんが、今の推測ではここまでかなというふうに思っておるところです。

ただ、事業の採算性、メリット、デメリットの話を今まで議論していた中で、町に固定資産税が入るというメリットの面で説明を、町長、副町長、また検討委員会のほうの専門家の方がメリットとして挙げていらっしゃいました。ただ、財政全体では、これが直接メリットになり得ないんじゃないかと思っところがあります。

参考資料の1を見ていただきたいんですが、色がついている資料のほうになります。これは、地方の財政計画をつくるときのざっくりとした表であるんですけれども、国が策定する町の財政需要がこの青色のところなんです。町で必要だろうと思われるお金を総務省のほうで計算をして、それに対して固定資産税を含む地方税、ここに表である標準税収入のところの75%だけが、この黄色い基準財政収入額というのに入れられます。青色の必要な分からこの黄色の75%の分を引いた赤色の部分が、普通交付税として支給されている状況です。

つまり、資料で言うところの基準財政収入額、これも固定資産税も含めた部分が増えれば、その分、普通交付税のほうが減額されてしまいます。総額が決まっているので、地方税増収額が全て財源になるわけではありません。

マイクログリッドの資産価値を私は分かりませんが、仮に2億円としたら、1.4%の固定資産税で280万の増収になると思いがちですが、実際には、

交付税が減らされる分も考慮すると、25%の75万円の財源増、ここで言う黄色のところの留保財源にしなければならないことに注意が必要であるというふうに思っております。これだけでちょっと伝わらないかと思うんですけども。

あと、推進交付税の詳細発表が中旬にあるという先ほどの答弁でありました。この内容次第で、脱炭素ロードマップの達成可能かどうかはほぼ決まるのではないかと、私も注目をしているところであります。

以前の議論では、電気の売買事業には手を出さないということでした。ほかの脱炭素の例として、ロードマップ以前、もらった分厚い書類の中には、短期視点としてリストアップされていたバイオガス発電とかソーラーハウスなどいろいろあったんですけども、正直、採算性があるものはなく、多額の推進補助金、どういった形になるか分からないですが、補助金が必要となるのは明らかと思っております。

首長の任期もあと1年と迫っている中、選挙前にさらなる住民負担増の話をしたくないのは十分分かるのですが、それなくして先に進むことはできないと思っております。今後、来る予算内にマイクログリッドも含めた具体的な脱炭素の全体像が示せなければ、実質的な二酸化炭素ゼロは不可能と判断をせざるを得ない。

改めて町長にお伺いします。次の具体案は何か考えていらっしゃるのか、答弁をよろしくお願ひします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 1番、馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。

税収の問題とかも、るるご検討いただいているようです。しっかりご検討い

ただきましてありがとうございます。

ただ、税金が入ると交付税が減るんじゃないかと、そしたらあまり意味がないんじゃないかというご発言もございましたけれども、基本的にやっぱりどこの自治体も自主財源財源をいかに増やすとか、それに苦心しているわけでありまして、そういう意味では税金が増えるということは、それぞれの単位市としては頑張っただけで増やしていかなければならないというふうに認識をしておるところでございます。

それと、この事業の進め方は、先ほど副町長のほうから、事業の遅れに関してのおわびを申し上げたところであります。なかなかその全体経費等の先行きがまだ固まらないという段階で、事業が遅れているということで議員の皆様にもしっかりとご報告をできないということについては、先ほど副町長がおわびを申し上げたところであります。

ただ、先ほど副町長が説明いたしましたように、補助金の内容が使い勝手のいい交付金事業を活用できるかもしれないというところも踏まえて、今後の事業展開については考えていきたい。それを踏まえて、具体的な今後の取組についてはお示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

このマイクログリッド事業、大木町が掲げる気候非常事態宣言、いろいろ、議員も冒頭、今日は寒いけれども地球温暖化の影響が本当にあるのかというようなお話もされましたけれども、確実に気候変動の影響というのは深刻化しているというふうに認識をしていますし、その影響が次の世代に確実にしわ寄せになるということももう間違いないというふうに思っています。今、私たちが何ができるかということをしっかり検討してやっていかなければいけないというふうに思っていますので、その点はぜひご理解をいただきたいと思っております。

このマイクログリッド事業に関しての町の負担の考え方でありますけれども、

基本的にはSPCという別会社がこの事業実施主体となりまして、想定では、今、町が負担している電気代を会社にお支払いすることで、その会社がマイクログリッドなどの運営をしながら多少の利益を出していくというそういうような構図でありますので、この事業をやるからといって町の負担が増えるということは基本的には想定はしておりません。できるだけ町の負担を減らして、かつ町にメリットがあるような、そういうような事業展開を考えていかなければいけないというふうに考えているところであります。

大木町が環境のまちということで、結構、全国的にも注目をいただいています。今回の気候非常事態宣言並びに脱炭素社会への取組についてもご注目をいただいているというふうに思っています。

先般、今月の10日であります。ある企業さんから、大木町のこういう取組を支援したいということで、700万円の企業版ふるさと納税の寄附を頂きました。そのほかの企業からも、そういうようなところのお問合せもいただいているようでありますので、大木町としては、しっかりこういう脱炭素社会を含めた全国的にも先行している環境の取組をしっかりやることで、そういうような企業版ふるさと納税を含めたところの取組をしっかりPRをして、町のメリットにつなげていけたらというふうに考えているところであります。

それと、マイクログリッドに関しては、役場周辺をまず先行的にやるということで検討させていただいていますけれども、先ほど中島議員のご質問にもお答えしましたけれども、道の駅周辺においても、次の構想としては今のところ第2段階としてやれないかということを考えているところではあります。これは、まだ全然、具体的なところはございませんので、今、具体的なお話はまだできませんけれども、そういう公共施設においては、まず脱炭素化を図ってこうというところを考えているところであります。

以上でございます。

議長　それでは、みやまS E勉強会を踏まえた懸念について、最後の質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　まず、自主財源が必要、増やしているということで努力しているということなんですけれども、先ほどもちょっと表で説明したとおり、自主財源を増やしていても25%しか実際留保財源にならないということで、今の制度がそうなっていますので、やっぱり増やすべきはふるさと納税とかそういう雑収入、そういったところを増やせば直接財源増収となりますので、そういったところにするべきだと思っています。

また、次の具体案はあるのかという私の質問に対して、今の話だと次はまだ全く考えていらっしゃらないというような感触だったんですけれども、1,000万もかけて、まず2050年までの実質二酸化炭素ゼロのロードマップをつくっております。もう大分前の話です。その全体的な実現可能な具体案がなしに、このマイクログリッドは以前お話ししたとおり、目標の80分の1しか二酸化炭素の削減量はありません。その事業を、今の状態でこの事業に賛成、反対を決めるとかというのは、すごく議員として難しいところであります。

また、そのロードマップには、短期的な視点で今すぐ始められることと、中期視点の2030年までにできること、長期視点の2050年までにできることが各リストアップされておりました。ただ、その中の大部分が一般家庭や農家が投資をする案になっております。つまり、町民が自腹を切らないと二酸化炭素ゼロが成り得ない、もともとの案であります。それらを町が負担するのであれば巨額の投資が必要で、国からの交付金が足りない可能性もかなり高いと



思っております。そうなると、既存の事業を削っていくしかないと思われるが、どういったものを削っていくつもりか、すごく心配をしているところであります。

また、事業進捗のほうが遅れ、事業採算性の確認が取れないと、さきの答弁で副町長のほうからおっしゃっていましたが、今のところ何がまだ不確定なのか、その辺の詳細を教えてくださいたいと思います。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、固定資産税、要するに自主財源が増えることで地方交付税が減るのであまり効果がないんじゃないかというような内容のご質問がございましたが、自主財源、要するに税収が増えるということは直接的に町のほうに税金が入ってきますので、これは確実な収入源と言えますが、地方交付税というのは、要するに全体枠として地方交付税の国の枠がある中で、配分方法をいろんな基準を設けて算定してその枠の中で配分していくという形になりますので、国の計画に基づいてこの枠が決まってくるので、確実に入ってくるとは言えないと、そういうところも不安材料としてあります。ですから、自主財源を確実に増やすということが一番、各自治体が考えているところで、これにつきましては先ほどおっしゃったとおり、基準財政収入額の75%しか見られないという部分がございますが、残りの部分、確実に算定の基礎にはなると。

ただ、この地方交付税を丸々、今、国の借金が1,200兆円あるような状況において、国全体の財源が安定的に供給されるという保証はどこにもありませんので、町としては、自主財源をまず確実に伸ばしていくということが重要

じゃないかなというふうに考えておるところです。

それと、次のステップとして何も考えていないかと言われるところもありますが、基本的にこの温暖化対策については、国のほうもまだ確実にこうすればこういうふうに改善できるというようなところは、全てにおいて手探り状態で動いているという状況じゃないかなというふうに思っています。

町としても、今ある、できる温暖化対策にチャレンジしていくというところから始めないといけないというところで、まずは役場周辺の公共施設の電気代を、できるだけ町の出費を抑えたところで確実に自給自足できるような形を考えていこうと。そのモデル的な形が取れた段階では、太陽光と蓄電池、あるいは自営線、あと電気自動車等もありますけれども、こういうものを組み合わせた温暖化対策というのが一つ形として見えてくるというふうに感じていまして、それを横展開して町民の中に広げていけないかということを探っていきたいというふうに考えています。

温暖化対策、このグリッド事業に関してもそうですが、いろんな先進的な技術を持っている業者さんたちが、やっぱりこういういろいろ情報を今、町の中に持ち込んでくれています。先ほど町長が言ったように、温暖化対策に取り組んでいるという情報を聞きつけて、いろんなところから支援のお声かけもいただいているという状況がありますので、いろんなところと情報が共有できるような形を取ることで、例えば、町民が負担せずに太陽光を上げられるようなPPA事業とかそういうことも可能になってきますので、まずは町として先行モデルをつくって取り組んでいきたいというのが考え方でございます。

それと、何が決まらずに事業が遅れているのかというような内容でございますが、1点は、先ほどちょっと触れました公共施設が非常に老朽化しているということがありまして、要するにその構造計算書等がそろっていなかったと

というような実態がございました。このまま古い建物の上に太陽光を載せるということが本当に大丈夫かというようなことにもなりまして、その設置場所等についてちょっと議論を重ねる必要があったということで遅れておるといような状況がございます。

それとあわせまして、関係省庁への問合せがまだすり合わせができていないということを申しましたが、今回の事業については、このエリア内での自給自足を達成するための電気のユーズを取るような形になりますので、そこでの電気事業法上の何か制約があるのかどうか、そのあたりを今精査をしておるとい状況です。最終的にこういうふうなやり方で進めたいということと言っても、関係省庁のところで引っかかってしまっちは後でまた大変なことになりますので、事前にその内容を確認して、确实なところで前進させたいということがございまして、今その精査をやっておるとい状況です。

本当に、事業については進捗が遅れましてご迷惑をかけておりますが、できるだけ早く不确实なところを固めて、改めてご提案できるような状況に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 分かりました。では、懸念についてというところですね。馬場高志議員。

馬場高志議員 すみません、質問3つ以上になっちゃうんですけども、ちょっとどうしても聞きたいことがあったんで。

先ほど言ったスケジュールの見直しもあるかもとちょっと言及されていた分なんですけれども、私、議員の中では何とか3月いっぱいぐらいに審査をしな

いといけないかなというふうに思っていたんですが、これも延びるかもしれないということでしょうか。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員の再質問にお答えします。

先ほど申しました、今取り組んでおりますこの詳細計画の策定事業につきましては、年度内に完成させて報告しないといけない補助事業を使っておりますので、この点については予定どおり進めていくことになります。ですが、幾分遅れておりまして、SPCの立ち上げの時期が遅れる可能性はあるかなというふうに思っております。

12月中旬に出る交付税によっては、この新たな交付税の申請が1月からまた始まるというふうに聞いていまして、この分を利用したほうが、この事業をさらに幅を持たせて取り組めるということになれば、今固めている策定事業の報告は報告として国のほうに上げるにしても、もう一度この枠組みを考えて取り組む方向性を検討する必要は出てくるかもしれないということで、含みを持たせてちょっと報告をさせていただいたところです。

今年度事業、策定作業で進めておりますので、このマイクログリッドに関する一定の方向性というのは今年度でご報告できると、確実に計画を煮詰めたところで提案させていただくということはお約束したいというふうに思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

それでは次に、誰のための太陽光発電かについて質問をお願いします。

馬場高志議員　これはもう続々編ということで、3回にわたって同じタイトルを使って質問させてもらっております。

新聞の記事、日刊建設工業新聞の2021年10月12日の記事に、これネットで見たんですけれども、西松建設と久留米のバナジウムレドックスフロー電池のベンチャーのLEシステムが共同で再生エネルギー用の蓄電池システムを開発したと。これもまだ2か月ぐらい前の話ですね。1年程度の実証試験を経て3年後の実用化を目指すであった。また、西松建設は3億円をLEシステムに出資しており、大木町SPCへの出資候補の一つとうわさで聞いていると。

ようやく一般質問のタイトル、誰のための太陽光発電かの答えが、三度目で見えてきたように思う。本町のマイクログリッド設備は、まさしく新型蓄電池の実証試験であり、このお試し中の蓄電池がどのような保守契約になるのか、また、バナジウム電解液というのがすぐに入手できるような生産体制なのか。テストに協力するのはよいが、有料で買うのに初期開発のリスクまで本庁が負うのは割に合わないと考える。副町長の所見をお願いします。

議長　答弁を許します。益田副町長。

副町長　1番、馬場高志議員の2つ目の質問にお答えします。

西松建設とLEシステムが共同で蓄電池システムの開発を行っているという記事につきましては、馬場議員の情報のとおりでして、私も次世代の蓄電池開発という点で注目をしているところでございます。

しかし、今回の事業で開発途中の蓄電池を採用する予定は全くございません。開発中の蓄電池を採用することを前提とした今回のご質問に対しては、お答え

することがございません。

とは言いましても、今回の事業でどのような蓄電池を採用するかということに関しましては、大きなポイントであるということに間違いはないというふうを考えております。現在、市販されている蓄電池には、リチウムイオン電池、ナトリウムイオン電池、鉛蓄電池、レドックスフロー電池の4種類がありまして、それぞれに特徴があります。中でも注目しているのが、質問にも出てきましたレドックスフロー電池で、使用している電解液に発火や爆発などの危険がなく、高い安全性を確保できるという特徴がございます。また、電解液が劣化しないため電池自体の寿命が長く、他の蓄電池の平均寿命が10年程度であるのに対し、レドックスフロー電池は20年以上使用が可能とされております。

しかし反面、小型化には向いておらず、バナジウムという希少金属を使うために、どうしてもイニシャルコストが高額になってしまうというのがデメリットとして挙げられております。

このレドックスフロー電池につきましては、日本では1980年代から住友電工が開発に着手しまして、既に世界各地で実証を重ね、実用品の納入実績も豊富というふう聞いております。国内では、20年前に関西電力が、5年前に北海道電力が導入しており、現在も安定的に運転されているということです。

今回の事業計画の中で、蓄電池の選定につきましてはまだ検討段階ではございますが、もしレドックスフロー電池を採用することになった場合でも、このように実績のあるものの中から導入を検討することになるというふうと考えております。

また、レドックスフロー電池の電解液につきましても、今年10月から国内の国内での安定供給が始まっており、今後ますます普及が加速してくるのではないかと感じているところでございます。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、誰のための太陽光発電かについて再質問ございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　私は、てっきりもう決まっているものかと思っていました。ちょっと聞いたところによると、西松建設の社員さんが役場のほうにも2か月以上いらっしゃるみたいな話も聞いていたんで、何か先読みして、もうそうなのかなど。委員会のほうにも専門家として参加されてありましたし、その状況でちょっとそういうふうに早合点してしまったんですけども。

ただ、さっき言った検討委員会のほうに、西松建設さんしかり、電線ケーブルメーカーのフジクラさんが専門家として入っていらっしゃったんですね。検討という名にはなっているんですけども、報告委員会じゃないかという、一般公募の方の委員さんの声もちらほら聞くところであります。町の参加意欲を上げるための委員会なのに下げることに、逆効果にならないかとちょっと心配しているところであります。

また、この西松建設の派遣社員さんにおいては、資料、もう一つの2枚目の資料に用意している地域活性化起業人制度という制度を適用して出向していたという説明を以前もらったんですけども、これはネット上で私が拾った資料ではあるんですけども、第4の中盤以降の(3)の線を引いたところの箇所なんですけど、これは事業推進に当たっての留意事項ということの中で、派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に地域活性化起業人を従事させないなど、公正な職務遂行を確保するための必要な配慮を行うことと、ここに注意書きが書いてあります。

推測で申し訳ないです。推測だけじゃないと思うんですけども、町が今回主体となって設置するSPCと十分、請負契約を結ぶ可能性があるんじゃないかというふうに思っております。選出の蓄電池を検討している会社に出資をしていますし、また、本業はもともと土建業ですから、そういった意味で請負契約を受ける可能性を、やる、やらないじゃなくて可能性があるというふうに捉えています。

当初予算で、国からの支援があるのを前提で560万の予算を計上していたのは、たしか覚えています、私も。しかし、この第4の先ほどと同じところのページの(1)、(2)は、総務省が事後的に調査してと、支援をするかどうか決めるというふうに書いてあります。

副町長にお伺いしたいんですが、この制度を申請しているのかがちょっと分からないんですけども、担当が総務省になっています。総務省のほうに、きちんとマイクログリッドの計画があると、またその後、入札等は予定していると、そういったものもちゃんと説明しているのか、お伺いをしたい。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員の質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、今回、西松建設のほうから、地域活性化起業人ということで町のほうに出向していただいて、業務に当たっていただいているという状況でございます。

請負契約を結ぶ可能性がないかということですが、先ほどご説明しましたとおり、西松建設についてはSPCという特別目的会社の事業対応を担っていただく候補ということで考えておりまして、もし西松建設がSPCに加入したと



ということになりました。西松建設が事業主体になりますから、町のほうから請負契約を結ぶようなことは発生しません。ですので、その部分については問題ないというふうに捉えております。

今回、いろんな技術者が策定作業に関わりを持っていただいています。といいますのが、専門的なやっぱり知見がないと具体的な計画にならないということがございまして、九州バイオマスフォーラムが今回の策定作業の請負元になりましたので、そちらの紹介でいろんなところの専門的な技術を持っていらっしゃる方にお声かけをさせていただいて、ノウハウをいただいておりますという状況がございまして、できるだけ具体的に確実性のあるところで事業の実行に移していきたいという考えでございまして、いろんな専門家が入っていただいているというふうに考えております。

西松建設については、先ほど申しましたように請負元になるということで、事業の申請元という、補助事業を使う場合、事業の申請を西松建設が行うような形になりますので、事業主体が向こうに移るという形で想定をしています。そのほかの業者さんたちについては、西松建設が入札をかけて業者を選んで決定をすると、事業を行っていくということに、次の段階としてはそういうふうになるのかなというふうに思っております。

ですので、そこでは補助金を使えますから、基本的に利益をそこで得るためにその事業に関わっている、事業に事前に関わっているという、補助金の枠から外れたことは当然できませんので、その点については補助の申請の中で要件としてきちんと明記されておりますので、そういう想定につきましては問題がないように進めておるつもりでございます。

以上でございます。

議長　それでは、この件について3回目の質問はございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　先ほどの答弁、かなり突っ込んだとこまで教えていただいて。

ただ、基本的に西松建設さんが出資側に入るということで、出資者が入札等事業を出すということで、町は問題ないんじゃないかということなんですけれども。まだはつきりしていませんが、SPCをつくるときに、たしか1億6,000万ぐらい必要だろうと。その中で、幾らほかの民間会社が出してくれて、町も一部出すような話だったと思うんです。全部民間がやるのではなく、一部、町も出資をするという以前の話でありました。であるならば、いわゆるこの制度にある請負先、請負契約を結ぶ可能性がある事業、西松建設さんも含まれていると思いますし、発注側は出資をする大木町も含まれているのだろうというふうに私は思うところでした、今の答弁に関しては。

あと、さっき話が出ていた策定事業者、NPOの法人バイオマスフォーラムと、もう一つ、備前グリーンエネルギーの2社、この件に関しても疑念がちょっとあるんです。というのも、この2社が公募プロポーザルに参加をしています。プロポーザルの資料を見せていただいたんですけれども、こちらは検討委員会のほうにも資料として出ていました。最初のバイオマスフォーラムさんがプロポーザルを落としたんですけれども、バイオマスフォーラムさんは、マイクログリッドの全体像、道の駅からの全体像を設計をされている途中という感じで、後者のほうの備前グリーンエネルギーさんは、委員会のほうでも庁舎のZEB化の提案で説明をされていらっしかったです。なので、別々の策定を2社で今やっている状況じゃないかというふうに思います。つまり、この2社は最初から同じ目的のために競争で入ったわけではなくて、別々の目的のために

このプロポーザルに参加をしているんじゃないかと理解ができるわけです。

プロポーザル方式とは、本来、そのものが持っている引き出しの多さを比べ決定するものであるかと思います。2つの目的に対して2社が別々の策定応募する。つまり、競争はそこにはないわけですから、公募プロポーザルは単に形式的に行われただけとなり、その策定費用1, 200万円だったと思うんですけども、関係者の言い値を合計した金額だったとしか受け取れません。

しかも、この全体的な策定業務を受託したバイオマスフォーラムの方は、自己紹介のときにもおっしゃってあったんですけども、町長がまだ課長時代るときからずっと仲よく、環境事業でお付き合いがあるというふうにおっしゃってありました。最終的にこの策定費用の1, 200万円が誰に幾らが渡るのが分かりませんが、このような個人的なつながりで形式だけの公募が行われることは大いに問題があると思うんですが、町長の見解をお願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 今回のマイクログリッドの調査事業に関して、九州バイオマスフォーラムが落札をされたということで、そのプロポーザルの手続については、プロポーザルの手続の方法に沿って公募をして、応募された方をその評価委員会で評価をして決めたというように、手続的には全く問題のない手続を経ていますので、それに関しては議員のご疑念の内容については当たらないというふうに思っています。

バイオマスフォーラム、私も広くいろいろ環境のことはもう何十年やっていますので、いろんな方と当然面識もありますし、お付き合いもあります。恐らくバイオマスフォーラムさんとも、メタン発酵の取組をやった頃に何らかの多

分面識もあったかと思いますが、特に、かといって私自身、バイオマスフォーラムさんを今回恣意的に選ぶということは全く考えておりませんし、そういう中で実際応募していただいて落札をされたということでもありますので、全く正当な方法で応募され選ばれたということでもありますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員の質問の中にございました備前エネルギーの関係についてちょっとご説明をさせていただきたいと思えます。

今回の策定作業については、バイオマスフォーラムが請負元となって落札をしておりますので、契約自体はバイオマスフォーラムと町との契約になります。備前グリーンエネルギーさんは、以前からこういうZEB化の事業とかに精通されているというふうに聞いていまして、そこをバイオマスフォーラムさんが下請として使っていらっしゃるということで聞いております。

以上でございます。

議長 規定の質問回数は過ぎましたけれども、何か納得できていない部分がありますか。では、1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 ありがとうございます。

先ほども言っていたプロポーザルの目的が2つに分かれて、その2つの目的を別々に作成してプロポーザルをしているというところは問題だと思うんです

が、その点いかがでしょうか。形式的な問題じゃなくて、その中身です。お願いします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員の質問にお答えしたいと思います。

今回のゼロ・カーボングリッド事業のプロポーザルを行う際に、役場の中のZEB化についてもその調査の1項目に挙げておりましたので、その部分を備前さんが今担当してやられているという認識です。ですので、全体事業としては、このゼロ・カーボングリッド事業として電気の自給を行う計画を今つくっておると。ただ、役場の中については以前からの課題として、要するに非常用補助電源的などころの老朽化の問題とかもございましたので、この部分は詳細にわたってもう一回検討しておかないと後で二重投資になることもあり得るので、その部分はこの仕様の中に入れて一緒に検討するよという事で仕様書を作っておりました。その部分を今、備前さんが担当されて報告として上げていらっしゃると思いますので、報告書としては、このゼロ・カーボングリッド内の事業として一本で上がってくるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長 本件につきましては、12月20日に全員協議会を予定しております。その中の議題の一つとして取り上げさせていただいておりますので、ちょっとまだ私自身も頭の中の整理ができておりませんので、そこで改めて確認をしておきたいというふうに思いますので、馬場議員、そういうことでよろしいですか。

馬場高志議員 はい。

議長 では、次の第三セクターの自走化についての質問をお願いいたします。

馬場高志議員 新しいSPCの事業立ち上げもいいが、それより急務なのが、今日ずっと何かアクアスと道の駅の話が出ていますけれども、アクアスの指定管理者である株式会社大木町健康づくり公社や、循環センター、環境プラザを管理する一般社団法人サスティナブルおおき、WAKKAの管理者である株式会社クリエイティブおおきなどが、大木町が一定の出資を行っている第三セクターの運営の見直しだと考えている。

本来、指定管理者制度が導入されたのは、公以外の能力を活用し、供給サービスの向上を図るとともに、併せて経費の軽減等を図ることにあつたはずですが。指定管理者による公共サービスの向上努力を促すためには、町が指定管理者に対して適切なインセンティブを与え、それを適正に管理していくことが重要で、指定管理者の創意工夫や努力により、経費が削減され黒字になっても、町の一般会計に寄附するのでは、指定管理者としてのモチベーションが醸成されないと思います。

現在、大木町には純粋な民間企業の指定管理者はおらず、町がその設立から関与した第三セクター、言わば準公的な団体が指定管理者となっており、利潤の追求を第一義とする立ち位置を求めるのはそぐわないとしても、町が関与し設立した団体であればこそ、公の施設の管理を通じ、よりよい方向を模索し、改善を続けられる団体に育て上げ、同時に、団体を自立させるという方向性を持つべきだと考えます。

そこで提案だが、出来高に応じて指定管理料が策定される部分は除外し、それ以外の部分で自らの裁量によって黒字となった場合、それらを特別目的基金として積み立てるなど、現場管理者に使用目的を任せてみてはどうだろうか。町には委任する側の責務、つまり適正な作業量の設定と管理料の設定と成果に対する厳格な評価がこれまで以上に求められるが、もっと現場管理者に責任と自覚を持たせ、事業者として現場の声を聞き、知恵を出し、今後の事業発展をもくろんだ上でのゴール設定を事業者自らができるようにすべきだと考えるが、町長の答えを求めます。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　1番、馬場高志議員の一般質問にお答えいたします。

第三セクターの自走化をのご質問についてですが、馬場議員のご指摘のように、指定管理者制度の導入目的といたしましては、公以外の能力を活用し、できるだけコストをかけずに公共サービスの向上を図ることでございます。

また、ご指摘のように、アクアスやおおき循環センター、環境プラザ、あるいはWAKKAなどは、利潤の追求を第一義とするのではなく、公共の目的を効率的に達成することになります。だとすれば、これもご指摘のように、公の施設の管理を通じ、町はよりよい方向模索し改善を続けられる団体に育て、自立を支援することが重要でございます。これまでも、そのような視点で指定管理者との関係を築いてきたと考えておりますが、再度、原点に立ち返り再検証をすることが必要だと感じております。

さて、議員のご提案、出来高に応じて指定管理料が算定される部分は除外し、それ以外の部分は自らの裁量によって黒字となった場合、現場にその活用を任

せることについて、それぞれの事情は違いますが、検討させていただきたいと思います。

また、議員ご指摘のように、町には委任する側の責務、つまり適正な作業量の設定、管理料の設定と厳格な評価は重要でございますので、現状の算定方法などを検証し、改善の必要があれば改善を考えていきたいと考えております。

個別の施設ごとの状況をご説明申し上げますと、大木町健康福祉センターアークスを運営する株式会社大木町健康づくり公社の場合は、指定管理料については、年度協定書で定め、その内容は3区分に分類しており、A欄は、多世代交流と維持管理に係る修繕料などや行政目的による減収分、町民料金を町外料金よりも割り引いているため、その差額の半額の補填を含みます。B欄は、健康福祉棟の維持管理に係る費用で、光熱費や健康福祉棟修繕費でございます。C欄は、健康づくり事業に係る費用で、町民に対する様々な健康づくり事業の委託料となっております。現在は、指定管理料に余剰が見込まれた場合、協定書変更契約を締結し、指定管理料を減額の上、返還を受けています。また、収益が多い場合は、年度末に町に寄附を受け、修理費用として基金に積立てをしていた経緯もございます。

続いて、おおき循環センター及び環境プラザを指定管理者として管理運営をしている一般社団法人サスティナブルおおきに対する指定管理料の年度協定書による主な積算内訳は、職員人件費のほか、施設修繕費、各種業務委託料などであり、施設を管理し運営していくための必要経費として算定しており、毎年度、具体的な業務内容を検証し、業務実態に即した適切な委託料となるように見直しを図っております。また、指定管理料の余剰金が生じる見込みがある場合には、当年度内の契約変更により調整をしており、決算において剰余金が生じた場合には、次年度の指定管理料と相殺することで対応いたしております。



この法人は営利を目的としない公益事業を行う一般社団法人であり、また、所轄税務署からも非営利事業と認められているため、過大な余剰金を計上できない事情がございます。とはいえ、法人の努力による経費の削減効果分につきましては、業務において何らかの形で有効利用できるよう、その活動原資として還元できないか検討をいたします。

続いて、WAKKAや道の駅の指定管理者として運営している株式会社クリエイティブおおきは、WAKKA、道の駅おおきの指定管理業務のほか、地域創業交流推進業務委託、ふるさと納税事務委託を受託いたしております。指定管理業務委託の内訳は、主に施設維持費や人件費などの必要経費の不足分を計上しており、ふるさと納税事務委託業務など指定管理以外の収入を得ながら、収益性のある法人として、現状においても毎年一定の剰余金を計上しており、地域内の消費経済循環を高める独自の事業など、その利益を将来次の投資に回せるよう自走化を進めていく必要があると考えております。

いずれの法人も公共性、公益性を有するため、金銭的インセンティブだけではなく、適切な業績評価や同法人からの提案や思いを町の施策へ反映することなども、職員のモチベーションの維持向上に大きく貢献していくのではないかと考えております。あわせて、独立した法人でもあることから、町の施策目的に沿った公共サービスの担い手であることも踏まえ、当法人の自主性、自立性を損なわないように留意しながら、町との連携や当法人の機能強化の視点で、必要に応じて適切な関与してまいりたいと考えております。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、第三セクターの自走化について再質問ございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　確かにサステイナブルの場合は、公共性がすごく強い仕事なので、お役所感覚と言ったら悪いですけども、そういうのでいいと思うんですけども、やっぱりクリエイティブや健康づくり公社においては、目的が営利でないというふうに明言されてありますが、継続して集客するにはやっぱり稼いで、時代の変化や顧客のニーズの変化に対応しなければ客は減っていきます。その現場と行政のずれが、そのまま働いている方たちの不満としていろんなところに出てきているのではないかというふうに思っておりますし、そのことは十分、皆さんも感じていらっしゃるのではないかなというふうに思っております。

今日の一番最初の中島宗昭議員がおっしゃってあった施設の維持計画に関しては、町長のほうから、来年度中に行うというふうに宣言されておりましたが、ぜひこの中に経営手法というか、そういった改善も含めていただきたいなというふうに思っているところです。

話が最初に戻りますが、モチベーションを上げるという意味で何らかの策を打つべきであるというふうに思っております。先ほど午前中の益田議員のほうがおっしゃってあったアクアスの2階のサテライトオフィスとか、あれも面白い案だと思いますし、私は何かチャレンジショップみたいな、それかレストランごと貸すとか、そういったのもありかなというふうに思っていたところでした。

一応検討するという話をいただいておりますが、以前、行政職員の方から、検討するということはもうやらないことだというふうに、議員に成りたての頃に教えてもらいました。それが全く個人的な見解であることを期待して、一般質問を終わります。

以上です。

議長 答弁は要るのでしょうか。

馬場高志議員 もし何かあれば、答弁をお願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 1番、馬場高志議員のご質問にお答えいたします。

検討するということがやらないことであるというのを、誰が言ったか分かりませんが、全くそれは言語道断でありまして、検討するということは次のステップに進むための準備をするということでぜひ捉えていただきまして、議員さん共々、町がよくなるために一緒にご協力いただければというふうに、まずもってお願い申し上げたいと思います。

外郭団体におきましては、率直に言って、役場職員も大分給料は安いわけですが、本当に一生懸命取り組んでいただいていると。その中でやっぱり何が一番重要かというのは、議員おっしゃったように、やっぱりモチベーションだと思うんですね。やっぱり自分たちで役に立っている、自分たちが本当に町民の皆さんのために役立っているというそういう思いを持っていただく。そのことをしっかり持っていただくように、私たちも指定管理者との付き合いを今後つくっていくということは本当に大事なことだと思っています。

今回、馬場議員のほうに全体的にいろいろ質問でご指摘いただいていることは、まさしくそのとおりでありまして、しっかりまとめていただいていますので本当に参考になりました。参考になったというだけではいけないので、まさ

に現場の方たちが一生懸命頑張っていけるように、役場行政としてもサポートすべきところはサポートするし、しっかりと指導すべきところは指導しながら、自立化に向けて頑張ってもらえるようにやっていきたいというふうに考えておりますので、馬場議員におかれましても、今後ともご支援のほうよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 重ねて言いますが、ロードマップの二酸化炭素ゼロ、その全体像を早く見せていただきたいと思います。そうしないと、このマイクログリッド案に関しても甲乙がかなりつけ難いところですので、よろしく願いいたします。

議長 以上で、1番、馬場高志議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を2時20分とさせていただきます。

休憩 14時05分

再開 14時20分

議長 それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3番、原田勝議員の一般質問を許します。原田勝議員。

原田勝議員 議席番号3番、原田勝です。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問事項、行政区から自治会移行の経過について。

私は、自治総合計画は賛成しましたが、詳細は出ていなかったなので、お聞きしたいと思います。

まず、行政区と自治会の違いについて、私なりの見解を述べさせていただきます。これまでは町が取ってきた行政区の形では、町が行政運営を円滑に推進するために行政区を設置し、区長を行政活動の補助的担い手として委嘱し、業務を行っていただいております。本町が進める自治区は、住民相互の自治組織であり、その活動の原点は、自ら住む地域は自らつくるという考えに立っています。こうした解釈の上、本町が移行を進める自治区についてお尋ねします。

①各区に自治会活動助成金が交付されますが、どのような活動が交付金の対象となるか、言い換えればどこまで自治会に担ってもらおうとしているのか。

②令和3年度自治会設立準備作業で規約の整備、部会組織の検討を行うとありますが、説明段階で賛否様々な意見が出ていると聞き及んでいます。特に反対や時期早尚との意見には、理解を促すきめ細かな対応が必要と思われるが、それらの対応状況を教えてほしい。

③令和4年度区長報酬の一部見直し、自治区と業務提携を締結し、現行の活動助成金、交付金を一本化し、自治会へ交付とありますが、ない場合、どのようなデメリットや不均衡が生じると想定していますか。

④令和5年度区長報酬制度を廃止し、自治会制度に完全移行とありますが、完全なる同意を得られない行政区があった場合、どのような考えをされていき

ますか、お伺いします。

議長　それでは、答弁を許します。野田まちづくり課長。

まちづくり課長　3番、原田勝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、地区に対するお金の流れについてご説明いたします。

現在、活動内容に応じてそれぞれにお渡ししておりました補助金や交付金をできるだけ一つにまとめ、自治振興交付金として令和4年度より交付することとしております。具体的には、1、公民館長報償費、2、体育部長費用弁償、3水路管理委員会助成金、4、除草剤支給分、5、ごみゼロ推進指導分、6、地域づくり活動支援助成金、7、地区連絡調整推進助成金、8、区長報償費の一部について一本化する予定です。

これにより、さらに地区の実情に合わせた資金の活用ができるものと考えております。基本的には今までどおり、公民館等のコミュニティー活動、資源ごみ分別収集や一斉清掃などの環境美化活動、水路の管理などについて、継続的に活動をお願いすることになります。

なお、交付金の条件として、新たな地区活動をしていただくことは想定しておりません。

これからの地域社会は、人口減少に加え、これまでどこの国も経験したことがない超高齢化社会を迎えます。いつまでも安心して住み続けられる地域にするためには、人と人とのつながりを強くしていくあるいは太くしていくことが最も重要ではないかと考えております。したがって、どこまで自治区に担ってもらうかというより、これまでの活動を引き続き行っていくための体制づくりをお願いするものです。

また、今回の自治区移行に伴い、3年間を交付期限とする自治活動推進費、1世帯当たり1,500円の創設も予定しております。これは地区住民の皆さん全員で地区の将来を考える話し合う機会を設けてもらうに当たり、その推進費としてお支払いするものであり、地区の自治強化のための投資と考えております。使い方につきましては、地区の活動拠点であるコミュニティセンター、公民館の充実強化につながるようなものを想定しております。

次に、反対意見等に対する対応状況についてですが、当初の説明段階では、自治区移行により地区に対して何か大きな役割を求められるのではないかといった内容を区長さん方からご意見をいただくこともありましたが、町としては、先ほども答弁いたしましたとおり、これまで行っていた活動をこれからも継続的に行っていけるよう地区の組織体制を整えていただくこと、また、現在区長などの一部の役員に集中している業務等については、無理なく役割を果たせるよう協力し合える関係をつくることなどを各区長への個別説明と協議を繰り返しながら理解を得てきております。そしてご理解いただいた地区から役員会や住民説明会を開催し、自治区移行に向けた準備を進めているところです。

現状では、行政区ごとに進み方には差がありますが、校区担当職員が区長や役員の皆様から地区の実態をお伺いし、それを踏まえながら進めているところです。

次に、どのようなデメリットや不均衡が生じると想定しているかについてですが、交付金につきましては、先ほど申し上げたとおり、活動内容に応じてそれぞれの部署から交付したものを一本化して交付するものです。令和4年度は、令和5年度に完全移行に向けての準備期間と考えており、自治区に移行していない地区であっても、自治振興交付金に係る活動を行っていただいているのであれば交付することとしており、デメリット等は生じないと考えております。

最後に、同意を得られない場合の対応についてですが、本年度から校区担当職員が地区へ直接出向いて、行政区長や地区の役員の皆さんと協議をさせていただいております。最初に住民説明会を開催して検討委員会を募集する地区、役員会を何度も重ねながらどのように進めるかを考えている地区、区長がしっかり認識されながら一生懸命たたき台をつくられ、住民の皆さんが協議を進めやすい体制づくりを準備している地区など、進め方はそれぞれですが、私どもから投げかけた問いに対して、区長の皆さん方は悩みつつもしっかりと受け止めていただけて検討をしていただいております。

現在、地区に寄り添いながらどのような点に同意を得られないのか。どういうところに問題があるかを一つ一つ解消しながら進めているところです。私どもとしては、できる限り令和5年度から全ての地区が自治区に移行できるよう推進してまいります。

しかしながら、地区の事情などによりどうしても移行できないところがありましたら、引き続き自治区移行に向けて支援をさせていただきたいと考えております。

なお、地区にお渡しする交付金については、自治区移行にかかわらず、区長報償費相当額を含めて一括交付金として地区に交付することとしております。

以上で、3番、原田勝議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1つ目のどのような活動が交付金の対象になるのかについての再質問ございますか。3番、原田勝議員。

原田勝議員　添付資料の自治会組織編成例とありますけれども、これに現行14区長さんから見守り隊まで、また、自治会移行の例で見ても事業部会、同



じく14、結局私は何を言いたいかというのは、一部の多分区長さんだと思いますけれども、結局行政区から自治区に名前が変わるだけじゃなかとうやろうかという考えの方も若干おられるみたいで、先ほど野田課長も言われたように、地域のことは地域で解決する、そこを分かっている方も若干いらっしゃるかもしれませんが、私、自治区における経費等のことを簡単に調べたのでお話ししますけれども、まず、地域には地区の政や行事に係る費用等があると思います。また、防災に係る費用、広報紙の作成に係る費用、地区街灯や防犯街灯の管理費用、子供会・老人会等の運営費用、そういう自治会、行政区の会費、区費、これは一般的には毎月200円から2,000円程度の徴収が一般とされています。中には毎月8,000円といった高額な費用の支払いを求められることもあるそうです。

行政区、自治区のメリットを簡単にいいますと、地域事業に参加ができると、新しい出会いがある、近所の人と知り合いになるきっかけがある、何かあったとき助けてもらえる可能性がある、近所で起きた事故や事件等を共有できる。行政区、その自治区のデメリットをいいますと、会費や区費がかかる、休日や夜に会合等がある、順番で役員やごみ当番等回ってくる、自治区も任意団体であるため、自治区の加入や会費、区費の支払いは法律的に何の力もありません。

参考までに規約等で新しくつくり上げた区が何地区あるか。また、話がまとまりにくい区は何地区ありますか。お金の詳細は区長の説明会で話したので決まりでしょうかと、先ほど馬場議員も言われましたけれども、国から市町村に入る地方交付税は、都市部のほうが金額はもちろん多いですけども、単に人口割だけでは決めていません。本町の行政区は30世帯ぐらいから約300世帯以上、約10倍の差があります。補助金、交付金を一本化することには賛成です。

私が筑後市の区長さんを尋ねて行って、そこから聞いたんですけれども、筑後市の場合は4万8,900人、4万9,000人弱人口がいて、行政区が93あり、少数世帯は二十五、六世帯から、大きい世帯は1,000世帯以上が5つ、6つあるそうです。世帯数が多い地区の区長報酬が下がり、世帯数が少ない地区の区長さんの報酬が上がっていると聞きました。

本町は平等割、世帯割がありますが、筑後市のように世帯数が少ない地区の報酬等を上げるよう地区に変動することは可能ですか。また、区長さんもいろいろな方がいて、活発な方は今までどおりの報酬を継続されるかもしれませんが、消極的な方は報酬が極端に下がる可能性もあると懸念しています。どこの地区にも意見は言うが、役員や役職、行動しない方がいると思いますので、区長さん、公民館長さんの報酬が極端に少なくならないように、行政から地区の皆さんに回覧等で伝えていただきたいと要望します。

例えば地区も面積が広いところ、狭いところ、いろいろ世帯数もばらばらで、面積もばらばらなんですけれども、男性の役員の方がほとんどだと思います。地区によっては規約も何十年も前に作成されたものだと思いますので、女性や30代、40代の方にも地区の役員になってくださいと行政側から伝達していただきたいと思います。

議長 暫時休憩します。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 再開をいたします。

本件につきましての再質問、ございますか。1点目は質問ですので。3番、原田勝議員。

原田勝議員 すみません、皆さんお時間を取らせて。

小規模世帯の自治区に活動支援するために財政支援をするお考えはありますか。

議長 一応、1回目の答弁全てにおいてについての質問はなかったが、違った視点での質問ということで、小規模な世帯に対するより手厚い支援が必要ではないかということで、交付金の算定基準、こういったものを見直す余地はないかというふうに理解をしておりますので、それに対する答弁を求めたいと思います。野田まちづくり課長。

まちづくり課長 ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり30世帯の小さな行政区から300世帯までの行政区まで、かなりの世帯数に開きがあるというところは私ども承知しているところです。そういうことを踏まえまして、これまでその世帯にかかわらずお渡ししていたお金については、基本的には平等割という考え方の下にお渡しするというふうに考えております。

具体的には、答弁もしましたとおり、公民館長報酬、報償費、それから体育部長費用弁償、水路管理委員会助成金、除草剤支給分、こういったものについては、各地区に世帯数にかかわらずお渡ししていた部分になりますので、そう

いったものについては、平等割という形でお渡しすることにしております。それ以外のごみゼロ推進の指導分なり、地域づくり活動支援助成金、こういったものについては、世帯数に応じてこれまでお支払いしておりましたので、これについては、世帯割という形で今回の交付金として一本化していくということで考えております。

基本的には、これまで地域にお渡ししていた分について下回らないということを中心に、いろんなシミュレーションをした結果、繰り返しになりますけれども、平等割の部分と世帯割の部分と2層の形でお渡しし、最低限の小さな行政区でも一定の活動ができるような形での交付金の考え方に立ってお渡ししたいというふうに考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。最後に何かございますか。3番、原田勝議員。

原田勝議員 ありがとうございます。

今までどおりの交付金等を小さいところも払うという認識でいいと思います。自治区の役員には、性別や老若男女というか、どういう世代の方でも人材を登用できるように行政のほうから指導をしていただきたいと思います。

先ほど中島宗昭議員も言われたんですけれども、町一体でできる祭り事など、地域が一体化できたり、リーダーを育成することにいいイベントだと私も思います。

これは全国的にも、町内会長、自治会長、行政区長さんは大体60歳ぐらいから80歳ぐらいまでの方が一番多いと思われま。本町の区長さんは1期2年、60半ばから70半ばの方がほとんどだと思います。1期2年ですが、1

年で交代する方から10年、1人の方がするなど様々です。

お隣の柳川市なんかは20年以上をされている方もいらっしゃいますけれども、私はここ、昭和30年ですか、1月に大溝、木佐木、大莞村が合併してもうすぐ67年になると思います。先ほどイベントと言われましたけれども、町政、私からの一つの提案として70周年記念イベントをしたらいかがでしょうかという一つの提案です。よろしいです。

以上です。

議長 答弁を求めなくていいですか。

原田勝議員 答弁は、あったら。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 3番、原田議員のご質問にお答えいたします。

自治会、大木町では自治区ということで、今、本当に区長さん方には大変なご苦勞をいただきまして、自治区設立に向けてご協力をいただいています。この場をお借りしまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

自治区を設立する目的は、本当にこれからいろんな地域課題が出る中で、地域の皆さんが一丸となって地域づくりを担っていただく、そのためにしっかり女性とか若い人たちにも地域づくりに参加をしていただくということが一番大きな目的ではないかということで、これからもしっかりご協力をお願いしたいと思います。

そういうことも含めて地域を盛り上げていくために、いろんなことを自治区

設立経緯もしくはコミセン、校区づくり協議会を設立する過程において、盛り上げるイベント等を実施していく必要があるというふうに考えておりましたけれども、議員からご提案いただきましたように、本当に行政区制度というのは、町村合併したのが昭和32年だったかな、30年。昭和30年に合併して以来ずっと同じ制度で来て、今度、行政区から自治区ということで大きな地域の枠組みの変化があるわけですので、そういう意味では議員おっしゃるような70周年イベントというのもある意味、また特別な意味を持つんだなということで、今しみじみとご提案をお聞きしたところであります。

ぜひ70周年に向けて、自治区、校区、地域と町の協働の一つのスタート時点、再スタート地点として位置づけられるようなイベントができればいいなというふうに思いましたので、ぜひそういう方向の実現に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長 以上で、3番、原田勝議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員 2番、野口裕子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず、協働のまちづくりにおける主権者意識の重要性についてご質問いたします。

1、自立と自治のまちづくりを進める本町として、政治への関心を持つことは大変重要なことです。投票率についてお伺いいたします。

4月の県知事選、10月の衆議院選に向けて投票率を上げるために町はどの

ような対策を取られたのか。また、県知事選においては29.45%、衆議院選は51%と、住民の政治への関心の低さをどのように捉えてあるのか。期日前投票により選挙に行ける日数が増えたにもかかわらず、なぜ行かないのか、投票率の低さをどのように把握されていますか。

議長　それでは、答弁を許します。池末総務課長。

総務課長　2番、野口裕子議員の一般質問にお答えします。

国政選挙における全国的な投票率と同様に、本町においても年々投票率が減少傾向にあります。野口議員のご指摘のとおり、4月の県知事選挙では、投票率は前回から8.4ポイント減少した29.45%に、10月の衆議院議員総選挙では、前回から3.55ポイント減少した51.0%へと共に投票率は低下しました。4月の県知事選挙につきましては、現職知事の突然の辞任により準備期間が短い選挙となったため、選挙事務執行に迫られる形となりましたが、選挙の周知と投票を促す広報活動を強化し、スーパーや道の駅、アクアス、図書・情報センターなどの施設での投票アナウンスや広報車による巡回広報回数の増加と防災行政無線にて投票呼びかけを行うなど、啓発活動を強化しました。10月の衆議院議員総選挙におきましても、選挙期間中は県知事選挙と同様に例年以上に啓発活動の強化に努めました。

一人でも多くの町民の方へ選挙への関心と投票を行っていただくための取組としまして、選挙期間中以外においても、大木町明るい選挙推進協議会の活動として毎年講演会の開催や小中学生には明るい選挙啓発ポスター作品を募集し、選挙のときに期日前投票所の通路に展示をしております。また、新成人へのリーフレット配布や南筑後地区の研修会等への参加も行ってまいります。

そのほかにも、特に若者に選挙への関心を持っていただくために、中学生の選挙の模擬体験のため、生徒会選挙の際に投票箱、記載台等の選挙機材の貸出しを行ったり、広報紙で若者枠の投票立会人の募集を行い、期日前投票や当日投票の立会いをお願いしたりしております。

こうした取組を実施している状況の中で、今年実施された選挙における投票率の低下は、野口議員ご指摘のように住民の政治への関心の低さがあると言わざるを得ません。各選挙における候補者の状況や争点がどのようなものかが投票率に大きな影響を与え、また、近年は政治への魅力の低下や政治に期待できないという思いの現状が投票率の低下傾向の背景にあるのではないかと考えます。

また、期日前投票にしても、特に若年層は時間があつたとしても投票にわざわざ行かないといけない心理的なハードルがあると考えられ、加えて有権者からは、もっと時間や場所等、容易に投票しやすい仕組みや環境づくりも求められているのではないかと考えられます。

投票率向上と主権者意識を高めていくことは一朝一夕には解決できません。主権者意識の低下はまちづくりへの参加意識の低下にもつながり、ひいては私たちの生活にも直結してくる重要な問題ですので、息の長い活動を続けていく必要があると認識しています。まずは多くの町民の方にいろんな活動に参画していただきながらまちづくりへの関心を高め、さらに野口議員がおっしゃるとおり、政治への関心を持っていただくことが重要だと思えます。

今後、投票率向上につながる工夫と改善はもとより、少子高齢化社会の到来で、ますます地域コミュニティーの役割と協働のまちづくりが重要となってきましたので、町としましても最大限の努力と支援を行っていきたいと考えております。



以上で、2番、野口優子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、主権者意識の重要性についての再質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　両選挙とも短い準備期間であったため、選挙の周知と広報活動を強化した、それから若年層の投票率の低さには心理的なハードルというものがあると捉えてあり、日頃からの政治への関心の低さが候補者の状況や争点により、今回の県知事選と衆議院選のように21.55ポイントも差のある投票率になったという考えでしたね、という答弁だったと思います。

県の平均の投票率と大木町の投票率はそう違いはなかったと把握しております。投票率、イコール主権者意識ではないのですが、大きく関わっていることは確かです。課長も私と同じ思いだとおっしゃる主権者意識の低下は、まちづくりへの参加意識の低下につながる、このことを考えると平均では駄目です。人口1万4,000人ではまちづくりに参加する絶対数が少なくなります。ここはしっかり認識していく必要があると考えます。

再質問ですが、若年層の投票率について質問いたします。

参考資料1を見ていただくと分かりますように、この20代、30代の投票率は極めて低い状況です。平成28年より公職選挙法の一部改正により、投票所に入場できる子供の範囲が18歳未満まで拡大されていることはご存じと思いますが、しかし、このこと、18歳未満であれば入場できることを住民はどのくらい知っているのでしょうか。周知は行われているのでしょうか。まだ幼児までが入場できると思っている人も多いのではないかと考えます。

資料2ですけれども、1枚めくっていただきますと、これは埼玉県熊谷市が

行った家族で投票所へ行こうキャンペーンのチラシです。家族と一緒に選挙に行って、応募して抽せんで蛍光ペンが当たるという取組を行ってあります。たかが蛍光ペンですが、ここでしかもらえないものであれば子供たちには人気の品となります。

効果は2つ考えられます。1つは、子供にせがまれて若い世代も投票所に向き投票率が上がること、そして2つ目は、実際の投票会場を子供たちに経験させることで小さい頃から選挙への意識を高め、政治への関心を高め、特別なことではなく、18歳になれば一票に責任を持って投票する教育になるということです。選挙への心理的ハードルを下げることとなります。

今回、具体的な例を挙げましたが、このように何らかの対策の検討はいかがでしょうか。課長、お願いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。池末総務課長。

総務課長　野口議員の再質問にお答えいたします。

先ほど投票率向上のための取組として、家族で投票所へ行こうというキャンペーンのチラシのご紹介をいただいたり、公職選挙法の改正で投票所に子供を連れていけるという範囲が18歳まで拡大したこと、私もこの点については少し調べさせていただきましたが、やはりこの公職選挙法のこれまで幼児、その他選挙人とともに投票所に入るということについてやむを得ない事情がある場合というふうになっていたものを明らかに18歳未満という形で改正されたことで、全国の各自治体でも、このように家族、子供連れで投票所に行く際の何がしかの特典という形の取組をされた自治体が出てきているというのも承知しております。投票所に行くことで将来の子供たちが選挙有権者となって投票率に

つながるという調査結果も、アップしているという結果も出ているということも承知しておりますので、今後、こういった施策については、有効な施策の選択肢の一つというふうには捉えられますので、研究していきたいというふうに思います。

また、若年層の投票率アップがやはり一番重要な点かと思いますが、答弁で申し上げたように、どうしても心理的なハードルがあるというところで、やはり若年層の現状の中では、どうしても選挙は難しいとか、選挙は面倒だとか、誰を選べばいいか分からないというふうに考えてしまう若者が多くいるというところから、まずは投票所に向かわせる工夫が必要不可欠かと思いますが、この点につきましても、今後しっかり研究をしていきたいと思います。

投票率アップへの有効な工夫や改善というところにつきましては、これはある新聞社の調査でありましたけれども、まず1番目に挙げられるのが政治への魅力や政治家の信頼度の向上という部分が有権者の第1番目に上がってくる調査結果になっているそうです。2番目以降に先ほどご紹介いただいたような投票所への特典、何がしかの景品当選とか、何がしか投票に行く楽しみがあれば関心を引き起こすことになるということで、例えば町内の飲食店の割引が効くとか、そういった要望等も上がっているみたいです。

また、あと投票所の増設、学校や駅、公共施設、スーパー、コンビニなど、至るところで容易に投票できるというようなことで、増設またはネット、電子投票、あと移動投票所の導入とか、あと高齢者世帯のみのところについては、送迎ありというようないろんな要望等が出されております。

その中で、やはり2つ目以降に、今、有権者からの要望の中では、やはりどれも手間や大きなコストもかかるほか、容易に投票できるというシステムにすれば、それとは逆に二重投票防止のセキュリティーの問題とか、不正防止の観

点、そういったところの課題も多く出てまいりますので、このような有権者の要望の中の部分を一番どういう形が有効なのかということは今後しっかりと研究をしていきたいというふうに思っておりますので、投票所、投票率アップにつきまして、今後このように考えております。

以上で答弁を終わります。

議長　それでは、主権者意識の重要性について最後の質問ございますか。野口裕子議員。

野口裕子議員　しっかり研究していただき、本町に合った方法を前向きに取り組んでいただきたいと思います。

ご指摘にありました政治家の信頼ですか、ここは本当に身が引き締まる思いです。もっと私も積極的に政治活動というか、PR活動をして、政治家というか、そういうものがどういうものであるかということを知っていく必要があると思います。ありがとうございます。

もう一点、気になっている点をご質問いたします。

答弁にありました大木町明るい選挙推進協議会が行われている明るい選挙啓発ポスターコンクールの件ですけれども、これが令和元年度の応募者数が小学校32、中学校117あったのが、令和2年度、小学校ゼロ、中学校27と減っています。令和3年度、本年度も回復せず、中学校のみの23の応募だったようです。

令和2年度は、コロナ感染対策のため、学校が休校となり、非常事態であったことと受け止めますが、本年度ゼロのままというのはいかがなものかと思えます。

学校現場は多くの課題に取り組まれており、多忙であることはよく分かりますが、例えば大川三瀨法人会が取り組んでいる租税教室、税金の役割と仕組みについて、同じ小学6年生が学びますが、学習後の税金についての絵はがきコンクールにはほぼ全員の児童が参加しています。先日、イオン大木店に掲示されてあったので皆さんご覧になったと思います。

この学習では、税金の使い道を決めるのは議会で、議会で話し合うのはみんなが選挙で決めた議員であると習います。同じように呼びかける選挙啓発ポスターは、なぜ小学校の応募数はゼロなのでしょう。私はもっと取り組みやすいように、例えば用紙サイズを見直したり、前年度の優秀作品などを掲示して応募しやすいようにして子供たちが取り組むようにする学校現場との話し合う場も必要と考えます。本気で啓発したいのであれば、推進協議会は小学校に向き、説明すべきと思います。この件をどう捉えられますか。

議長 答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 野口議員の質問にお答えいたします。

明るい選挙ポスター応募状況についてご指摘をいただきました。件数等については、おっしゃられたとおりで、令和元年度については、小学校とともに中学校のほうで117名というような形で応募をいただいて、かなり増えております。

これまでこの明るい選挙ポスター応募については、県の選管から学校、それから町にこういうポスターの作品募集依頼が来まして、こちらに来たものを学校のほうに依頼をさせていただいているんですけども。学校現場としては、これまでは夏休み等の自由研究というような形で任意の応募で行われていたと

いうところがありますので、年間大体約30前後ぐらいの応募だったんですね、令和元年度以前までは。令和元年度、中学校が117名の応募があったというのは、私が聞き及んでいるところについては、この中学校の新しい新任の美術の先生がこのポスターの絵を描かせることをある程度積極的に取り組まれたというところで、この年は非常に大きな募集があったんですが、どうしても昨年はコロナ禍の中で夏休み期間が極端に少なくなりましたので、そもそもがこのポスターコンクールには募集をされなかった。今年度におきましては、やはりどうしても前年度、一度そういった取組が若干緩くなるとなかなかそれを回復するのは非常に難しいところがあるかと思われまます。

今後においては、コロナ禍の状況は一定落ち着きを見せていますので、ぜひともまた来年度については、この明るい選挙ポスターコンクールの募集をどうしたら多くの児童生徒に描いていただけるか、学校現場のほうとしっかり協議もさせていただきたいと思えます。

加えて、この明るい選挙推進協議会の活動に関しましても、例年どおりの活動を行ってはきておりますけれども、いま一度、この投票率の低下の現状をしっかりと認識いただいて、さらなるどういった活動が必要なのか、そういったものについては協議会の中でしっかり議論をさせていただいて、必要であれば議員ご指摘のとおり、直接教育長を通して各学校にしっかりとした取組の要望をさせていただきたいというふうに考えますので、議員のほうからも、また先ほどのように、もしいろんな取組のいい事例がありましたら、そういったものをご教示いただければ、それも含めて今後しっかりとした取組を進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 2番、野口裕子議員の明るい選挙啓発ポスターの取組状況の減少、これにつきまして、先ほど総務課長より説明、答弁がありましたけれども、学校現場の実情、そして教育委員会の今後の考え方について説明させていただきます。

まずは、野口裕子議員からは、明るい選挙啓発ポスターを通して主権者教育を充実してほしいという本当に積極的な意見を賜りましたこと、本当にありがとうございます。

それから先月、大木中学校の次期生徒会長を決める立会い演説会、これにつきまして多くの町議会議員の皆様が参観していただいて、中学校の生徒会活動、いわゆる主権者教育の一端を参観していただいたことに本当に感謝申し上げます。

野口裕子議員ご指摘のように、明るい選挙啓発ポスターを作成するということは、選挙、政治に関心を持たせる有効な手段であると考えています。ただやみくもに描かせるだけでは、この狙いは達成することができませんので、野口裕子議員ご指摘のように、学習の後にポスターに表現するという、こういう啓発していくという活動を位置づけることは非常に重要でございます。

小学校でも、公民的分野におきまして、選挙や国民主権等の学習内容を理解した後で自分の考えをポスターで表現する、こういった学習活動は非常に効果的だと思います。

ただ一昨年までの社会科の教科書が6年生の3学期にこの内容が位置づけられておりました。そのため、ポスター制作には学校が積極的に取り組まなかったという経緯もあります。現行の昨年から小学校を使用していますが、社会科

の教科書では、6年生の4月、5月に憲法や民政、基本的人権等について学習する内容になっておりますので、その後に明るい選挙啓発ポスターの作成を呼びかけることは十分考えられます。

しかし、学校の図画工作の時間、この学習の時間は年間で50時間しかありません。この中の表現の領域、特に絵を表すという時間も非常に限られておりますので、この授業の中で大きな画用紙の中に作品を作成するのは現実的に非常に厳しいと考えます。

今後は、夏休みの自由研究としてポスター制作を位置づけると、こういったことが必要だろうと思います。特に1学期学習した内容を再度まとめて調べて表現する、それを夏休みの課題として位置づけて、明るい選挙啓発ポスターに積極的に取り組むように、そういう奨励をしてみたいと考えております。

また、中学校は、2年生の美術科に表現、デザインの領域が10時間位置づけられております。この学習の中でポスター制作に取り組んでおります。ただ中学校では、明るい選挙啓発ポスター以外にも、土砂災害ポスター、薬物乱用防止ポスター、命のリレーポスター等、非常に関係省庁や各課から教育的な意義のある作品の応募が紹介されており、生徒はこれらの中から選択して自分の表現したいポスター制作に取り組んでいるため、応募数が結果的には減少したという経緯があります。

これまで児童生徒に主権者意識を育成するための方法として、教育課程の中でこの選挙ポスター制作を位置づけることの配慮すること、課題についてご説明してまいりましたが、選挙年齢が引き下がった中で若者の投票率が低下し続けていることを踏まえて、これまで以上に主権者教育の重要性が高まっています。年々低下する投票率を上げるためには、子供たちが社会で起きている問題や政治に対して興味関心を持たせることから始めなければならないのではない



かと、そういう指摘もあります。

主権者教育の充実につきましては、令和2年3月議会におきまして、野口裕子議員の一般質問にお答えした経過があります。主権者教育は、学習指導要領解説総則編の中で現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容として、食育や防災教育、生命尊重、海洋、郷土、地域の学習など、13の課題の中の一つに主権者に関する教育が明確に示されております。

今年3月31日、文部科学省が今後の主権者教育の推進に向けてという主権者教育の推進に関する検討チームの最終報告を行っております。この中には、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせることが重要と示されております。

このまとめには、主権者教育推進委員会会議において主権者教育をめぐる課題と今後の推進方策として、学校段階における取組、家庭・地域における取組、主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成、社会総がかりでの国民運動としての主権者教育推進の重要性の観点から取りまとめられたものです。

本町の小学生・中学生全国学力・学習状況調査の質問書の中に、今住んでいる地域の行事に参加していますか、地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますかという質問に対して、本町の子供たちは福岡県や全国と比べて好ましい回答をしております。地域の行事や地域の社会事情に対して主体的に関わっていこうという意識を持っていることがうかがわれますが、一方、新聞をよく読みますかの質問に対しては、あまり読まないと回答した割合が高いなど、課題も見られます。

このような子供たちの実態を踏まえまして、学習指導要領や主権者教育の推

進に関する検討チームの最終報告等を参酌しながら、町内の小中学校の教育指導計画の中に主権者教育の位置づけを明確に行うように各学校に指導し、学年の発達段階に応じた指導が図られるよう、確実に指導を行ってまいりたいと思います。

以上で、2番、野口裕子議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、次の質問に移ってもよろしいですか。

それでは、2番の質問に移ります。野口裕子議員。

野口裕子議員　一般財団法人ひしのみ国際交流センターの事業状況についてお伺いいたします。

1つ目は、昨年度の決算報告で新型コロナウイルス感染対策の影響を受け、計画されていた事業を実施できなかった。また、今年度においては、総会も開かれずにいる状況のようです。新型コロナウイルスの社会的影響を見て、まさにグローバルな物の見方が必要であることを肌で感じる時代となりました。このようなときだからこそ、30年以上も続くひしのみ国際交流センターの活動の意義が問われていると思います。今後の事業の方向性についてお伺いします。

2つ目、9月の決算時に古賀知文議員、益田議員からのご意見も上がりましたが、外国人技能実習生との交流事業についてお伺いします。

協賛事業所からの賛同意見でもある外国人技能実習生の交流もしくは相談窓口についてはどのように進んでいるのかお伺いします。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1、一般財団法人ひしのみ国際交流センターの今後の事業の方向性についてお答えいたします。

一般財団法人ひしのみ国際交流センターは、様々な国や人との交流や国際感覚を持つ町の人材を育成するために、平成2年6月に設立され、今年で31年目を迎えています。ひしのみ国際交流センターは、その目的を達成するために基金の運用益と個人・法人会員の賛助会費や町の補助金で運営されています。すなわち町ぐるみで国際交流を推進して町の活性化を目指すと同時に、海外研修を通じて明日の大木町を担う国際感覚を持つ人材を育てるという他地域に例を見ない大木町ならではの大変優れたシステムであると言えます。

ひしのみ国際交流センターの活動は、海外派遣研修事業のほか、近年では青少年海外研修事業や語学講座の開催、町や地域のイベントへの参加、海外ふれあい旅など多岐にわたります。

海外派遣研修事業では、海外派遣研修制度準備委員会時を含めると、派遣した研修生は58名に上り、それらの研修生はまちづくりを担う貴重な人材となって町内外で活躍をしております。平成15年までは毎年4名程度を派遣していましたが、平成16年度以降は合わせて6名の派遣にとどまるなど、海外派遣研修事業は停滞しており、事業推進方法の再検討が必要になっております。

特に昨年からはコロナ感染症の影響により海外派遣研修事業が実施できない状況が続いており、各種イベント、総会などの機関会議も開催できず、全体的に活動が停滞をしております。コロナ禍の収束はまだ見通せませんが、収束後には速やかに活動が再開できるように今から準備を進めておくことが必要だと考えています。

また、ひしのみ国際交流センターの課題としては、近年、低金利が続き、基金運用益がほとんど期待できなくなり運営費用が厳しくなったこと、事務局体制が十分でなく活動の土台が脆弱であること、個人会員や法人会員数が減少していることなどが挙げられます。

議員ご指摘のように、30年以上続くひしのみ国際交流センターの活動の意義が現在改めて問われていると思います。せっかくの優れた国際交流や国際的な人材育成システムをもっと生かしていくためには、まずは独立した団体としての事務局体制を充実させること、活動の軸足を海外研修による人材育成と外国人技能実習生のサポートに置き、理事会や会員の意見を聞きながら多様な活動を充実させていくことが必要だと思っています。

次に、②外国人技能実習生との交流や相談窓口についての進捗状況についてでございますが、現在、ひしのみ賛助会員法人に限らず、町内に約100名の外国人技能実習生が働いていると思われま。せっかく大木町で受け入れている技能実習生の皆さんには、仕事の技能習得だけではなく、地域との交流を深め、大木町で暮らし、大木町で働いてよかったとさせていただくためのサポートをすることは、ひしのみ国際交流センターにとって重要な役割ではないかと考えています。

まずは、賛助会員法人の技能実習生のサポートから始めて、対象を広げていくことを想定しています。海外派遣研修事業と併せて外国人技能実習生のサポート事業をひしのみ国際交流センター活動の軸足にしたいと考えていますが、理事会の中で十分協議し、できるだけ早い段階で動き始めたいと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目のひしのみ国際交流センターの今後の事業の方向性についての再質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　活動の軸足を海外研修による人材育成と外国人技能実習生のサポートに置くということですので、まず、海外研修による人材育成についてお伺いいたします。

31年続く海外研修事業、58人が世界各地に出向き、いろんな分野で貴重な経験を積んできたことと思います。それだけの人材が町内外で活躍されていますが、平成16年以降は6名とのこと、この17年間は何をしていたんだろうと不思議に思います。すばらしい研修事業なのに希望者が激減、今の人たちの求めに合っていないのではないかと、また、今まで行った人の研修経験を生かす場がなく、PR不足で魅力的な発信になっていなかったのではないかと思います。研修に行った人も、個人の活躍の場と同じようにきっと町への貢献の場が欲しいと思っているのではないのでしょうか。

ひしのみ国際交流センターのホームページを開設して、もっと海外研修を身近に知ることができるようにすべきです。国際交流デーかウィークを設けて積極的なアピールの機会を設けるとか、映画上映を企画・運営するとか、きっと海外に一人旅できる人たちです。企画してもらったら面白いことを発信してくれると期待します。

また、海外研修の内容もこの17年間どのように変わってきたのかと思います。インターネット普及により世界の情報が瞬時に入手でき、よいことも恐ろしいことも耳に入ってくるようになりました。一人旅への不安が大きくなったのかもしれない。奨学金制度などについても今の時代に合っているのか、しっかり検討していただきたいと思います。そして今までの人材を生かし、これ

からの人たちにつながるよう整理していくべきです。町長のご意見をお伺いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 2番、野口議員の再質問にお答えいたします。

海外派遣研修事業、これがひしのみ国際交流センター設立の一番大きな目的でありまして、この中でしっかり人材育成をやることで、その人たちがまちづくり、いろんなところで活躍をする、それが町にとって一番貴重な財産になるという、そういうことを想定して始められた事業でありまして、本当に目的であり、活動内容であり、すばらしい、ほかにほとんど例はないというふうに思っております。ただこれが十分ずっと生かされてこなかった、途中ちょっと停滞をしているところがあるというのは、やっぱりそれなりの課題を抱えているというふうに考えておりますので、この海外派遣研修事業に関しては、再度、例えば議員ご指摘のように、PRの仕方もありますし、派遣事業内容そのもの、基本的に2か月間の派遣研修ということでもありますけれども、その期間であるとか、研修に対する支援の在り方であるとか、あと募集をしてその後のサポートの仕方であるとか、そういういろんなところで本当に海外において研修していただけるような条件整備をこれから再検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

私も、平成3年に海外研修に行かせていただきましたし、馬場議員もたしか海外研修に行っていていただいでご活躍であります。本当に研修に1人で行っているいろ学んでくるということはかけがえのない経験というか、本当にそれからの人生、それからいろんな意味での活動にとって貴重な経験になってまいりま

すので、私はぜひ役場の職員には、ぜひ若い人に行ってもらいたいという希望を持っておりますので、役場の職員さんを含めて、あといろんな方に行っていただけるような、そういうようなことでのPR活動をもっともっとやっていくように準備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 今後の事業の方向性について、最後の質問ございますか。ありますか。

野口裕子議員 ありません。

議長 それでは、次の2点目について質問をお願いいたします。

野口裕子議員 軸足の2つ目が外国人実習生のサポート事業とおっしゃいましたので、2つ目の質問の再質問としてさせていただきます。

大木町で働いてよかったとさせていただくためのサポート事業とありますが、私は交流事業を進めたほうがよいと考えます。今までも技能実習生もひしのみ国際交流事業の一事業として、20年ほど前からふれあいバスハイクに招待されたり、学校教育の現場では、大木中学校にゲストティーチャーとして母国の文化や日本で働く意味などを中学3年生に話したり、また、小学校ではクラブ活動の時間に一緒に折り紙を折る交流事業や低学年の道徳の授業では体を使ったゲームで触れ合い、お互いを身近に知ろうという授業に呼ばれていたこともあります。

また、地域社会との交流では、大莞祭りで母国の伝統料理、揚げ春巻きの提供、これは本当に多くの人に喜ばれていて、それが実習生本人たちの大きな喜

びになっていました。これらは一事業所の一交流事業の紹介ですが、どれもひしのみ国際交流センターの事務局がつなげてきた事業です。ただ多くの事業は単発でもっと計画的にできないものかと考えます。町長がおっしゃるように事務局体制に問題があると思います。

実習生はもともと日本で技術を習得したい、学びたいと大変好奇心も旺盛です。そして日本の文化を知ることと同じように母国の文化も知ってもらい、理解してもらおう交流事業を行うことが本人たちの町への満足感になると思います。

実習事業所においても、地域社会との共生として受け入れた実習生に日本語の学習支援を行ったり、地域社会との交流を行う機会や日本文化を学ぶ機会を設けたいと思っている事業所も多いです。そのほうが実習生の精神的安定になり、実習に集中できます。

また、技能検定試験には、実技だけではなく学科もありますので、日本語の習得は不可欠です。大木町に100人も外国人技能実習生が生活しているなら、この実習生と交流事業を単発ではなく、地域や教育の場に組み込んでいくことを考えられませんか。住民にしても大木町に住みながら肌で国際的な感覚を味わえる、町長よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 2番、野口議員のご質問にお答えいたします。

技能実習生に関して、本当に今、町にとってなくてはならない方々になっているんだろうと思います。やっぱりこういう方々が来られて、大木町で一緒に一時期でも生活をするわけですから、生活することで本当に大木町が好きになってもらいたいし、大木町でいろんな得た経験をその後に活かしていただけれ



ば、本当にそれがそういうことに尽きるのかなというふうに私も感じているところでありまして、先ほど交流事業の内容については、野口議員のほうからる並べていただきまして非常に参考になりましたけれども、本当にどれも交流事業としてはぜひ計画したいなと思ったところでもあります。

ひしのみ国際交流センターは31年目になりますけれども、やっぱり時代の変化に応じていろんな活動を少しずつ変えながら、変わりながらというか、時代の要請に応じてやってきたと思うんですけれども、この技能研修生に対するサポート交流事業というのは本当に今の時代、ひしのみ国際交流センターに求められている一つの軸足だと私自身考えていますので、これについては、理事の皆さん、評議員の皆さんともしっかり協議をして、この事業についてはしっかり充実した取組をしていけるようにしていきたいと思います。

本当に大木町に来ていただいて技能実習生活が充実したものになるように、ひしのみとして少しでもお役に立てれば、ひしのみ存在価値というのはそれだけで随分あるのかなというふうに思っています。

以上であります。

議長　それでは、一応通告の時間が過ぎておりますけれども、何か一言ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　最後ですけれども、ひしのみ国際交流センターのひしのみネーム由来は、大木町に自生するヒシが水中に伸びた根が一本一本しっかり結びついて生きている、それが世界各国の人々と手を握り、お互いの友好を深めていこうとする国際交流活動のようでもういられたそうです。外来種に負けずに自然消滅しないよう、もっと積極的に人材育成に取り組んでいただきたいと思

います。

以上です。ありがとうございます。

議長　それでは、以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

それでは、お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに  
決定しました。

本日はこれにて延会いたします。次回は、明日12月15日午前9時30分  
をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会　　15時46分